

令和5年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

令和5年6月16日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	高峰章君	14番	大川元君
15番	中間建二君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	佐竹康彦君
19番	東口正美君	20番	金井康哲君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（35名）

市長	和地仁美君	副市長	小島昇公君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	関田孝志君
市民環境部長	木村西君	子ども未来部長	松本幹男君
地域福祉部長	伊野宮崇君	健幸いきいき部	川口荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
行政改革推進担当課長	岩本尚史君	文書課長	阿部晴彦君
地域振興課長	池田剛君	環境対策課長	梶川義夫君

保 育 課 長 石 川 正 憲 君  
地 域 包 括 ケ ア  
推 進 課 長 石 嶋 洋 平 君  
健 康 推 進 課 長 幸 村 有 紀 君  
土 木 公 園 課 長 廣 瀬 裕 君  
教 育 総 務 課 長 斎 藤 謙 二 郎 君  
指 導 担 当 課 長 菅 野 恭 子 君  
生 涯 学 習 課 長 岩 野 秀 夫 君  
中 央 図 書 館 長 浴 靖 子 君  
監 査 委 員 会  
事 務 局 長 田 口 茂 夫 君

障 害 福 祉 課 長 大 法 努 君  
保 険 年 金 課 長 吾 郷 真 利 君  
都 市 づ くり 課 長 稲 毛 秀 憲 君  
道 路 交 通 課 長 一 ツ 木 正 美 君  
学 校 施 設 更 新 等  
担 当 課 長 中 橋 健 君  
青 少 年 課 長 石 川 博 隆 君  
中 央 公 民 館 長 伊 藤 智 君  
選 挙 管 理 委 員 会  
事 務 局 長 井 上 昌 弘 君

## 議 事 日 程

### 第 1 一 般 質 問

## 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

### 議 事 日 程 第 1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 高 峰 章 君

○議長（東口正美君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、13番、高峰 章議員を指名いたします。

[13番 高峰 章君 登壇]

○13番（高峰 章君） おはようございます。議席番号13番、会派無所属、日本維新の会公認、高峰 章と申します。令和5年第2回定例会に当たり、通告に従い、一般質問8項目を行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1番、小・中学校の給食費の負担軽減、無償化について。

①令和4年第4回市議会定例会で、第2子の給食費を半額とし、第3子を無償にした場合、必要な予算額は約4,400万円と試算されております。その後、具体的な検討はされているでしょうか。

②東京23区では、無償化が大きな広がりになってきております。狛江市は、第3子を無償にしております。「子育てしやすいまち」を目指すためには、給食費の無償化までいかななくても、負担軽減は必須であると考えますが、このことについての市長の認識をお伺いいたします。

2番、市北部青梅街道沿いの地域への地区図書館の増設についてであります。

①移動図書館「みずうみ号」の廃止に伴い、公共施設への貸出事業が開始されました。貸出しの問題点は、貸し出せない図書は、この事業の対象とならないということであると思っております。辞書類、国の刊行物、各新聞などです。利用者は、調べ物をされたり、自宅で購読していない新聞に関心を持たれることも多いと思っております。市北部青梅街道沿いの地域に地区図書館がないことについて、市の認識をお伺いいたします。

②移動図書館「みずうみ号」が盛況であったのは、この地域に地区図書館がなかったことの裏返し現象であると思っております。例えば、奈良橋市民センター内に設けるような図書館でよいと考えます。市の全地域で社会教育を充実させるためには、この地域での地区図書館の増設を検討していただきたいと考えます。市の認識についてお伺いいたします。

次に、3番、中央図書館への読書室の整備についてであります。

①中央図書館入口左手に椅子が並んでおり、利用者がこの椅子に座って、姿勢が悪い状態で新聞、本を読まれております。図書館で本を借りるにしても、本を読んでから借りる、また本で読んだこと、調べたことをノートに書き写すといったこともあると思っております。こうしたことに対する配慮や市民サービスのため、机と椅子が備わった読書室の整備を検討していただきたいと考えますが、市の認識についてお伺いいたします。

②また、公共図書館は、貸出型の利用から滞在型の利用へと利用者の期待が変わってきております。こうした時代の変遷に伴うニーズに応える必要があると考えます。市の認識についてお伺いいたします。

次、4番に移ります。4番、民間活力の導入についてであります。

①東大和市の将来イメージについて、民間活力の導入や事務事業の廃止・縮小を実施し、将来の課題への対

応に必要となる財源の確保に努めるとされております。令和4年第2回定例会でも、民間活力を生かした水泳学習の推進について述べておられます。その後の経過についてお伺いいたします。

②そのほかの民間活力の導入を、どのような分野で考えておられるかお聞きいたします。

次に移ります。5番、多摩湖周辺の活用についてであります。

①第五次基本計画におけるまちづくりの主要課題3に対応する重要施策3に、緑と水辺環境の保全・活用、ブランド・プロモーションの推進を挙げておられます。東大和市のシンボル、多摩湖取水塔をはじめ、自然環境も大切にしながら多摩湖周辺を活用していくことは、市の魅力を発信していくことにつながると考えます。多摩湖周辺の活用について、現時点での具体的な取組についてお伺いいたします。

次、6に移ります。6番、ちょこバスの見直しについてであります。

第五次基本計画におけるまちづくりの主要課題2に対応する重要施策2、「健康・高齢者施策の推進」で、高齢者の就業や社会参加の機会の拡大が示されております。ちょこバスは、高齢者の社会参加や通院などの健康維持に資するものと考えます。ちょこバスは、高齢者の方の身近な足代わりになるものであります。この点について、市の認識をお伺いいたします。

②多摩26市のコミュニティバスの現況について調べてみました。運賃が大人片道180円で、シルバーパスを利用できないのは当市、立川市、東村山市、清瀬市となっております。シルバーパスの導入について検討していただきたいと考えますが、市の認識についてお伺いいたします。

次、7番に移ります。働き世代もくつろげる公園づくりについて。

公園は、主として子どもが利用するものかもしれませんが、しかし、子どもに付き添うお母さん、また日曜日などではお父さんが付き添うことも多いと思います。選挙運動で、市内の多くの公園に行きました。背もたれがないベンチが多く、破損しているベンチもありました。さらに、日差しを遮るスペースも必要だと思います。働き世代も一緒にくつろぐことができる公園づくりという視点も重要ではないかと考えますが、市の認識についてお伺いいたします。

最後、8番にまいります。8番、旧日立航空機株式会社変電所の国指定文化財（重要文化財）への申請についてであります。

東大和市の戦災建造物は、「西の原爆ドーム、東の変電所」と並び称されるほど、平和の尊さを今日に伝える文化財であります。前市長が、恒久平和を願い、当戦災建造物の保存に尽力され、平和の尊さを次の世代に引き継ぐ取組をされたことと認識しております。現今の平和を脅かされるような世界情勢の中、当戦災建造物が国内外に平和の尊さを発信する意義は大きいと考えます。

さらに、この戦災建造物の意義を高めるため、国指定文化財（重要文化財）申請を文部科学省に行うことが妥当であると考えます。文部科学省によれば、国指定文化財登録がなされた場合、国が戦災建造物に要する経費の50%を負担、財政状況が厳しい自治体は85%を負担、残りを都道府県と市町村で負担することになっているとのことでありました。財政面からも、国指定文化財登録を目指す意義はあると考えます。市として検討チームを立ち上げていただくことはできないか、市の認識についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上です。再質問については、自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

〔13番 高峰 章君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、小・中学校の給食費の負担軽減についてであります。第2子や第3子の給食費を無償化するなどの負担軽減につきましては、毎年度安定して財源を確保する必要がありますことから、現時点におきましては市が独自に無償化やさらなる負担軽減を行うことは困難であると考えております。引き続き国や他の自治体の動向などに注視し、情報収集してまいります。

次に、市北部の青梅街道沿いの地域に地区図書館がないことについての市の認識についてであります。市では昭和59年の中央図書館開館後、桜が丘図書館、清原図書館を整備し、御利用いただいておりますが、市北部の地域につきましては地区図書館の設置に至っておりません。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、地区図書館の増設についてであります。建築系の公共施設につきましては、その多くの施設で老朽化が進んでおり、更新に多額の費用を要することなどから、東大和市公共施設等総合管理計画において床面積の20%削減を掲げ、取り組んでいるところであり、図書館についてもその対象となっております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、中央図書館に読書室を整備することについての市の認識についてであります。館内に独立した読書室が整備できれば、より快適な読書環境が提供できるものと考えております。しかしながら、現在の中央図書館において読書室等の新たな設備の整備を行うには、スペースの点から課題があると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、図書館の利用が貸出型から滞在型へと変わりつつあることについての市の認識についてであります。中央図書館が建設された昭和59年と現在とは、図書館の利用形態が変化し、滞在型の利用が増えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、民間施設を活用した水泳学習についてであります。第五小学校におきましては、プール施設の老朽化により、令和5年度から代替施設として市内の民間施設を活用することといたしました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、そのほかの分野の民間活力の導入についてであります。当市では現在第6次行政改革大綱におきまして、安定した行財政運営を確立するため、持続可能な自治体経営を基本目標に掲げ、その取組の一つとして民間活力の導入を推進しております。今後につきましては、同大綱に定める窓口業務等の一部委託化の検討や、地域活性化包括連携協定に基づく民間企業との連携に取り組むとともに、令和6年度に開設を予定している民設民営による児童発達支援センターの整備を進めてまいります。

次に、市の魅力発信に向けた多摩湖周辺の活用についてであります。多摩湖やその周辺にある狭山丘陵につきましては、誰もが潤いのある環境の中で暮らすことができるよう、将来に向かって守るべき、ほかの自治体にはない貴重な資源であると考えております。その活用につきましては、市を紹介するパンフレットやホームページ等に掲載し、対外的に情報発信を行っているほか、多摩湖駅伝大会を開催するなど、多くの方々に親しまれる憩いの場として活用を図っております。今後につきましては、狭山緑地フィールドアスレチックに都内最長、全国でも有数の規模となるローラースライダーの設置を進めるなど、多摩湖周辺のさらなる魅力の向上に取り組んでまいります。

次に、ちょこバスに関する市の認識についてであります。ちょこバスは既存のバス路線では対応し切れていない地域を中心に運行し、公共交通空白地域の解消を図ることを目的としているものであり、高齢者を含めた多くの利用者が乗り合うことにより、低廉な運賃で移動サービスを提供する公共交通であると認識しており

ます。

次に、ちょこバスへのシルバーパスの導入に関する市の認識についてであります。市財政も厳しい状況にある中、補助金の対象となる見込みもなく、シルバーパスでの無料乗車を導入することは難しいと認識しております。

次に、誰もがくつろぐことができる公園づくりについてであります。公園は子供の遊び場としてだけでなく、市民の憩いの場や公園を活用した地域の交流を図る役割のある場所であると認識しております。ベンチ等の休憩施設の整備につきましては、設置する公園の状況などにより検討する必要があると考えております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の国指定文化財登録についてであります。市では現時点において国指定文化財登録に向けた検討チームを立ち上げる予定はございませんが、東京都の文化財の担当者に相談を行ってから5年以上経過しておりますので、国指定文化財登録の前に、まずは東京都の文化財登録の可否について確認してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、市北部の青梅街道沿いの地域に地区図書館がないことについての市の認識について御説明いたします。

令和2年度末をもって移動図書館「みずうみ号」事業を廃止したことに伴い、移動図書館事業代替として、令和3年度、4年度の2年間、市北部地域の蔵敷公民館、多摩湖畔自治会集会所前及び清水神社境内の3か所出張窓口サービスを行ってまいりました。令和5年4月からは、当該3か所近隣の公共施設として、蔵敷公民館、奈良橋市民センター、狭山公民館において、利用者があらかじめ予約した資料を受け取ることでサービスを開始いたしました。今後につきましても、市北部地域の皆様に向けたサービスにつきまして研究してまいりたいと考えております。

次に、地区図書館の増設についてであります。教育委員会所管の施設で申し上げますと、公民館や児童館の図書室につきましては、それぞれ目的や意義があって設置されたと認識しております。北部地域にある蔵敷公民館及び狭山公民館に設置されている図書室につきましては、市立図書館の一部として運営できないか検討したことがございますが、図書館として運営するには、中央図書館や地区図書館の資料と一体的に活用ができるよう図書館の電算システムの一部として位置づけるとともに、図書館システムを取り扱える職員の配置が必要となるため、困難であると判断した経過がございます。

次に、中央図書館に読書室を整備することについての市の認識についてであります。中央図書館には、1階フロアの一般書のエリアに76席、児童書のエリアに28席、また2階ロビーのフリースペースに12席の座席を設け、それぞれ多くの利用者に御利用いただいております。館内に読書室が整備できれば、さらに多くの方に御利用いただけるものと認識しておりますが、長らく設置を求める声がある自習室につきましても、施設のスペースの点から実現ができておりません。このことから、読書室等を新たに整備するためには、図書館全体を増築したり現在の書棚等の面積を減らすなど、比較的規模の大きな施設改修を行わなければならないと認識しております。

次に、図書館の利用が貸出型から滞在型へと変わりつつあることについての市の認識についてであります。令和4年7月に公表されました東大和市民意識調査報告書におきましては、図書館が市の公共施設の中で最も多く利用されている施設であることが分かりました。このように多くの皆様に御利用いただいている図書館で

は、リタイアしたシニア世代や中・高生など、世代を問わず居場所としての機能が求められていると認識しております。

次に、民間施設を活用した水泳学習についてであります。第五小学校におきましてプール施設が老朽化により適正に維持することが困難となりましたことから、民間施設を使用した場合と現在の施設を維持するための改修工事を行った場合のコスト比較を行いました。その試算の結果、改修工事を行い施設を維持するよりも、民間施設を使用したほうが費用面等で有利であると判断いたしましたので、令和5年度から、代替施設として市内の民間施設を活用することといたしました。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） それでは、幾点かについて再質問をさせていただきます。

まず1番、小・中学校の給食費の負担軽減、無償化についてであります。

子育てしやすいまちを目指していくには、給食費の無償化、負担軽減は最近のうねりとなっており、当市もいつまでも避けて通れないことと考えております。第3子の給食費の負担を半分にするといったやり方も考えられるかと存じます。子育て世代が当市から流出しないよう、引き続き御検討もいただきたいと思っております。

また、給食費に係る物価高騰分を保護者の負担とせず、当市で負担するとのことをお聞きしました。この当市の負担額が概算幾らになるか教えていただきたいと思っております。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国の補助金を活用した物価高騰に伴う学校給食食材料費高騰対応助成金についてでございますが、令和4年度につきましては2,251万5,000円、令和5年度分につきましては、令和4年度の第11号補正3,315万7,000円の繰越分と令和5年度第2号補正1,563万1,000円を合わせまして、総額4,878万8,000円の助成金を計上し、給食食材料費に充てているところでございます。

児童・生徒1人当たりの市の負担額につきましては、各学年によりまして給食費が違いますことから算出はしてございませんが、単純に1年分で割り返しをいたしますと、1人当たり令和4年度が約3,200円、令和5年度が約7,200円となっております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 再質問いたします。

当面、物価高騰に伴う学校給食食材料費高騰分は保護者には転嫁しないというように認識してよろしいでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 物価高騰に伴う学校給食食材料費についてでございますが、保護者の皆様の新たな負担増とならないよう学校給食食材料費高騰対応助成金を計上したところでございますので、現時点におきましては、令和5年度分の給食食材料費は助成金の活用により充足する見込みでございます。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、次の再質問に移らせていただきます。

2番、市北部青梅街道沿いの地域への地区図書館の増設についてであります。先ほど御答弁いただいた、市北部地域の皆さんに向けたサービスにつきまして研究をなさっていくとのことですが、どういった研究をお考えかお教えいただければと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 今後につきましては、具体的にはこれからとなりますが、当該地域の市民の方がどのようなサービスを望まれているのか、どのようなサービスが実施可能であるのかについて、費用対効果

等を考慮して研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 分かりました。

では、次の再質問をさせていただきます。

貸出しサービスは、もちろん成果を上げていることとは拝察します。しかし、禁帯出の図書であるとか新聞、最新の定期行物などは貸出しができません。図書館、公民館は、市の社会教育を担う重要な拠点であると思っております。市北部に地区図書館がないということは、市の社会教育の機能が市北部の地域には届いていないと言っても過言ではないと思います。市の社会教育の機能を市全域に均等に届けていかなければならないと思います。

図書館システムを取り扱える職員の配置が困難という理由などでこうした状況を放置することは、いかななものかと思えます。よろしく願いいたします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 過去に公民館図書室を図書館の分室とできないか図書館内部で検討した際には、図書館システムの設置や通信に要する経費、資料費、職員の配置について検討いたしました。職員につきましては、公民館の職員に図書館システムの取扱いをしてもらうことも検討いたしましたが、公民館の本来業務に支障を来さないよう、図書館の職員を配置する必要があると判断いたしました。

中央図書館と同じレベルで図書館システムを取り扱える、しかも小人数で運営するとなれば、経験豊富な職員を配置しなければなりません。中央図書館もぎりぎりの人数で運営している中で、公民館図書室に図書館の職員を派遣することについては困難であるという結論から、教育長答弁にございましたとおり、市北部地域の皆様に対しましては、これまでの移動図書館、出張窓口サービスの実績を踏まえ、本年4月より公共施設における予約資料受取サービスを開始したところでございます。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 要望としてであります。これまでいろいろと検討された経緯であるとか、職員の配置などが難しい事情などについては、ある程度理解はできました。しかし、市北部に市の社会教育の機能が果たせていないということは事実ではないかと思えます。

これらの理由でもって、市北部に社会教育の機能が果たされていないということをそのまま放置することはできないのではないかと考えます。市の社会教育の機能を市全域に届けるためには、例えば奈良橋市民センターなどの活用などによって、市北部に地区図書館の増設を今後御検討いただきたいと思えます。

次に、3、中央図書館の読書室の整備について再質問させていただきます。

多額の費用がかかる図書館全体の増築などは考えておりません。御指摘にあるような、あまり読まれていない図書を閉架にし、書棚を減らす、あるいは、私自身も1階のフロア76の席を全て確認をしましたが、この76の席がある中であまり使われていない席をなくし、スペースをつくる、幼児コーナーを見直すことによってスペースをつくり、ここに一般コーナーからの書棚などを置くなどの工夫によって、1階に読書室のスペースを確保するといったようなことができるのではないかと考えております。

読書室は、それほど大きなものでなくてもよいと考えます。現状のように、机がなく、姿勢が悪い状態で市民の方が本や新聞を読むという状態を放置していくのはいかななものかと思えます。

○中央図書館長（浴 靖子君） 現在の中央図書館1階部分の座席についてであります。現状では中央公民館側に面した西側のソファの席が新聞・雑誌コーナーの近くにあることもありまして、机はございませんけれ



ども、最も人気がございます。それ以外の場所につきましては、コロナ禍もございましたので、ほかの方との距離を確保できる席を皆様御利用になっておられるようであります。

幼児コーナーにつきましては、読書を通じた子育て支援には欠かせないスペースであると考えておりますので、撤去については考えておりません。しかしながら、中央図書館の1階フロアにつきましては、開館以来、一度もレイアウトの変更をしておりませんので、今後何らかの工夫ができないか考えてまいります。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 要望としてであります。今おっしゃられた幼児コーナーの撤去は、もちろん私自身も一切考えておりません。幼児コーナーの見直しによって、何らかのスペースが確保できないかというふうな考えに立っております。子育ての点からも、幼児コーナーを重視していくということは逆に非常に重要なことであると思えます。

そして、レイアウトの変更、何らかの工夫を考えていただけるということですので、ありがとうございます。今後そういったことを考えていただきながら、多額の費用をかけるのではなくて、1階のフロアにスペースを確保するというような観点で、読書室の設営につなげていただければと思います。

では次、もう1点の要望として申し上げさせていただきます。

御認識いただいているとおり、図書館が中・高生から高齢者まで、世代を問わず時代のニーズに応える居場所としての機能を持つということをお願いいたしましたので、このことを引き続き実際のスペースの確保であるとか図書館運営等に生かしていただければ大変ありがたく存じます。

では次に、民間活力の導入についてであります。

民間活力の導入については、再質問はございません。御答弁いただいたことで大体の理解はできました。

次に、多摩湖周辺の活用について再質問いたします。

ローラースライダーなどの設置などと並行して、手軽にできるエンターテインメント系として、ボッチャができるスペースを設けることができないかということを思いました。

御存じのとおり、ボッチャという競技は、年齢、性別、障害のあるなしにかかわらず、全ての人が楽しめるスポーツであります。多摩湖周辺でなくても、令和6年度に開設が予定されている児童発達支援センター周辺でもよいと考えます。近隣にこういった施設がないため、他市からの人口流入も期待できると考えております。いかがお考えでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 議員のおっしゃいますとおり、ボッチャにつきましては、年齢、性別、障害のあるなしにかかわらず、全ての人が楽しめるスポーツでございます。自然環境等の外的要因によりまして試合の結果が左右されませんよう、基本的には一定程度の広さが伴う屋内での競技と考えてございます。

現状では、ボッチャの体験会や市民大会を市民体育館におきまして開催しており、ボッチャの普及啓発につきましては、駐車場等の整備も整っております市民体育館を中心に進めているところでございます。そのため、新たな屋内施設につきましては難しいものと考えてございます。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 分かりました。

では、次の項目、6番、ちょこバスの見直しについての要望をいたします。

ちょこバスへのシルバーパスの導入についてですが、御答弁にありましたように、補助金の対象外の状況で、シルバーパスでの無料乗車を実施して、収入の減少分を市が全額負担するのは難しいということは、理解はあ

る程度しております。しかしながら、ちょこバスへのシルバーパス導入につきましては、過去にも複数回陳情が提出されているなど、非常に要望としては強いものがございます。

また、今後高齢化の進行に伴い、シルバーパス導入のニーズもますます高まってくると思われま。私としても、ちょこバスでシルバーパスを使えるように強く求めていきたいと思いますが、ちょこバスにシルバーパスを導入するためには、まず西武バスなどのバス事業者等との協議を調べられるように、シルバーパス制度が拡充されることが必要であると考えます。

このことにつきましては、令和4年9月に全議員の方が提出された、市民生活を支える公共交通の整備推進と財政支援強化を求める意見書においても要望をされたとのことでございますが、市においても市長会等の要望の場において、シルバーパスをちょこバスに導入ができるよう、シルバーパス制度の拡充について要望を継続していただきたいと思います。

また、この意見書を提出してから9か月が過ぎております。この意見書に対する回答を追求していただくことを強く求めます。

以上、要望として申し上げさせていただきました。

次、7番、働き世代もくつろげる公園づくりについて。

再質問はありません。要望をさせていただきます。

御答弁のとおり、ベンチ等の休憩施設の整備については検討いただけるとのことで、ありがとうございます。東大和市駅、BIGBOX付近にある背もたれがあるベンチには、いつも多くの市民の方が座っておられます。こうしたイメージを公園にも追求していきたいというふうなことを思っております。また、夏のことを考えれば、併せて日差しを遮る工夫などもお願いをしたいところであります。

それでは、次の項目、8番、旧日立航空機株式会社変電所の国指定文化財への申請について、について再質問はありません。要望だけを申し上げます。

平和が脅かされている世界情勢の中、平和に対する機運が高まっている現今であります。この機を捉え、東京都に文化財登録の意義をぜひアピールしていただきたいと思います。このたび東京都について確認をしていただけたということなので、ありがたく思っております。東京都文化財登録がまずかなえば、この変電所の発する意義はまた大きくなり、来場者の増加も見込めると思います。

また、広島原爆ドームは、多くの署名によって世界遺産登録が成就しました。西原爆ドーム、東の変電所と認知されていくのであれば、ほぼ同時期に被害を受けたもう一つのこの変電所の戦災建造物が世界遺産登録にも持っていける方途についても検討していただければと思います。大変大きな、先の長い話になるかも分かりませんが、そうした道筋というものもつけていけるのではないかとこのように思っております。

以上で再質問、要望について終わります。

8項目、いろいろとありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で高峰 章議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（東口正美君） 次に、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、蜂須賀千雅です。令和5年第2回定例会に当たり、通告書に従い一般質問さ

せていただきます。

まず1番といたしまして、2025年デフリンピック東京開催に向けた機運醸成についてお伺いをいたします。

①といたしまして、開催に向けてのこれまでの市及び教育委員会の取組について。

②といたしまして、開催に向けての今後の市及び教育委員会の取組について。

③といたしまして、開催に向けての東大和市手話言語条例の制定についてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、歯科保健衛生の推進についてお伺いをいたします。

①といたしまして、市における歯科保健衛生の推進に関する世代における課題と今後の取組についてをお伺いをいたします。

以上でございます。壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、2025年デフリンピック東京開催に向けたこれまでの市及び教育委員会の取組についてであります。同大会につきましては、東京への招致決定や大会の概要について公表されておりますが、詳細な内容は示されていないため、東京都から提供される情報等、動向を注視しているところであります。

次に、2025年デフリンピック東京開催に向けた今後の市及び教育委員会の取組についてであります。引き続き東京都と情報共有を図りながら、取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、手話言語条例の制定についてであります。東京都手話言語条例が令和4年9月1日に施行されること及び令和7年度にはデフリンピック東京が開催されることから、今後聴覚に障害のある方々の意思疎通に対する関心が高まるとともに、大会の成功に向けての様々な事業が行われるものと考えております。市が条例を制定した場合には、こうした機運をさらに高めることにつながるものと考えておりますので、このことを念頭に、関係者の皆様の御意見も踏まえながら、条例の制定時期や条文の内容について検討してまいります。

次に、歯科保健衛生の推進についてであります。市では健康寿命の延伸を図る取組としまして、子供から高齢者まで、様々な世代を対象とする歯科健診等を実施し、歯科保健衛生の推進を図っております。課題としましては、定期的に歯科健診を受けることの大切さを全ての方に御理解いただくことであると考えております。今後の取組としましては、市の公式ホームページや歯科保健事業での健康教育等におきまして、市民の皆様へ適切な情報提供を行ってまいります。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきたいと思っております。

まず、2025年デフリンピック東京開催に向けた機運醸成ということでお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

2025年に、聴覚障害者のオリンピックである4年に一度のデフリンピックが初めて東京で開催をされることになりました。昨年ブラジルで開催をされたデフリンピックは、73か国で2,500人近いアスリートの皆さんが参加をされたということで、日本選手団も多くのメダルを獲得されたそうです。

しかしながら、東京オリンピック・パラリンピックがあったときにパラリンピックの認知度というのは非常

に上がって、またテレビ中継もたくさんされてたので、私たちも非常に感動したし、あ、こういうスポーツができるんだなということを感じたというふうに思っておりますが、ある調査では、デフリンピックって知ってますかっていうことの調査は、20%ぐらいだというお話もあります。

2025年の聴覚障害者のオリンピックであるデフリンピック東京大会が決定した、この機会を通じて、様々な多様性を認め合う共生社会の実現に寄与するきっかけとなるということは間違いないと思いますので、幾つか質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

1つ目が、まずこれまでの東大和市と教育委員会における障害者スポーツの普及啓発活動や、また障害者の方が文化芸術に親しむ機会の創出の具体的な内容、また公共施設等における障害者の方が利用しやすい環境の整備等、オリンピック・パラリンピックの絡みのときに行われたと思いますが、幾つか詳細を教えてくださいなと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 小・中学校におけるこれまでの障害者スポーツの普及啓発活動につきましては、オリンピック・パラリンピック教育を通して、例えばパラリンピアンによる講演会や、車いすバスケットボール、ブラインドサッカー、ボッチャなどの体験活動に取り組んできております。

以上でございます。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 続きまして、生涯学習課での取組といたしましては、市民体育館において例年、小学4年生から中学3年生を対象といたしました車いすバスケットボール体験会や、市内在住の方等を対象といたしましたボッチャ体験会を開催しており、継続的な普及啓発活動を行っているところでございます。

次に、障害のある方が文化芸術に親しむ機会といたしまして、一例を申し上げますと、令和4年度の市民文化祭におきまして、音楽愛好会が障害のある方と御一緒にハミングホールでコンサートを行っております。このような取組が行われることで、障害のある方が文化芸術に触れるとともに、参加する機会が提供できているものと考えてございます。

次に、公共施設におけます障害者へ配慮した環境整備につきましては、平成30年度に、東京都のオリンピック・パラリンピックに関する補助金を活用いたしまして、桜が丘市民広場のトイレ、倉庫、管理事務所を一体型の建物といたしましたバリアフリー化工事を行ったところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

子供たちは、やっぱりこういう機会を通じて体験できて、それに参加をして触れ合うということが、恐らく非常に子供たちの経験としては重要なものかなというふうに思います。

あわせて、決定は東京開催したということですので、これから、オリ・パラのときと同じで、様々な交付金を含めてやるときに、たくさんのこういう環境整備等もできる状況が整ってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ、先ほど市長の御答弁がありました、情報は収集していただきながら、ぜひ迅速に動いていただければというふうに思います。

それで一つ、デフリンピックのホームページを見ると、開催場所とか開催競技のところがもう既に出てるんですけども、昔、東大和市駅前なんでボーリングだと思んですけど、東大和市というふう書いてあって、ボーリングってもう既に書いてあるんですけど、その辺というのは、決定ではないって、正式に来てないということだとは思いますが、そのあたり、今日現在デフリンピックの、めでたいというか、東大和市が選ばれたということはだんだん情報としては近づいてきているのかどうかを含めて、ちょっと現在の状況だけ教

えていただければと思います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 議員のおっしゃいますとおり、2025年デフリンピック大会におけるボーリングの会場といたしまして、ホームページ等で東大和市が予定されておるところではございますが、まだ確定段階には至ってございません。そのため、詳細もまだこちらには示されていない状況でございます。市といたしましても、引き続き東京都から提供されます情報等、動向を注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ情報が来ましたら迅速に動いていただいて、ポスター啓発等も当然あるでしょうし、様々なイベントのときに、市の大きなイベントのときにはそういった告知も今度始まっていくと思いますので、ぜひどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーをしっかりと生かしながら、東京デフリンピック大会の機運醸成を東大和市でもぜひというふうに強く考えておりますが、今後の取組の予定がありましたら、もし、分かっている範囲でちょっと教えていただければと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） これまでの東京2020大会に関します市の取組、教育委員会の取組というところで、レガシーといたしましては、市民の皆様におけます障害者や共生社会に関します理解促進ですとか、また次世代を担います子供たちの多様性を尊重する意識、態度、こういったところの醸成といったところがレガシーとして創出できたものと考えてございます。今後の市の将来に向けた貴重な財産になるのではないかとこのように考えてございます。

今後の取組につきましては、東京デフリンピックの詳細の情報がまだ示されてございませんので、情報収集や動向を確認しながら、また市として何ができるのかを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、このデフリンピック東京でまた、これからだと思いますが、東大和がもし会場になったらということの、こういう少し夢があるお話がある中で、この機会が得られたときには、東大和市においても多様性のある社会づくり、共生づくりを上げていく、機運醸成につながっていく大きな機会と当然考えておりますが、この機会を通じて、多くの市民を巻き込んだ形での東大和市手話言語条例や障害者コミュニケーション条例の制定へとつなげていただきたいが、今後の取組の予定について改めて一言お教えいただければというふうに思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 条例の制定に向けた検討におきましては、障害のある方々との意見交換や庁内関係部署との調整などが必要でございます。また、他市の条例を拝見いたしますと、理念条例であるために、前文や目的、条文の構成などにそれぞれの特徴を有しており、具体的な条文をつくるに当たっても、条文構成や表現などにおいて創意工夫の余地が多いと認識しております。こうしたことから、条例案の策定においては一定の準備期間が必要となると考えております。

条例の議会上册の時期につきましても、これからの取組を進めながら検討することになりますが、現在のところ、制定に向けた具体的な取組時期などにつきましては定まっておりません。他自治体の取組でありますとか、デフリンピックに向けた動向なども勘案をいたしながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

1番については、あと一言だけ述べさせていただいて終わりたいと思います。

東大和市手話言語条例につきましては、昨日の代表質問の中でも和地市長から、強い思いや制定についてのスケジュール感も伝わりましたので、こちらは十分に理解をさせていただきました。

9年前だったと思います、全国で初めて手話言語条例が制定をされ、手話の普及や啓発に特に力を入れてきた、鳥取県でしたね。今は、調べると、手話検定を子供たちに対して取組をし、一つの目標と目的ができてますんで、熱心に授業の中でも取り組まれてるということです。

幼少の頃から、手話は言語であるという認識の下、子供たちが成長していただいている、すくすくと育っている社会というのは、すばらしい内容じゃないかなというふうに思っています。ぜひ市長、それから副市長も教育長も、これからの取組を大きく期待しておりますので、この条例を含めたときに、ぜひともこういう社会になるように取組を進めていただければと思います。

また、デフリンピックに関して言えば、4年に一度のデフアスリートのオリンピックであり、東大和市がこれから競技会場となった場合には、国内外から東大和市に多くの選手や大会関係者がお越しになりますので、東大和市の魅力を世界に発信できる最高の機会になると思いますし、また昨日の代表質問でも市長からもお話しいただきましたが、海外都市との友好交流事業を含め、国際交流につながると心から感じております。

また、この機会を通じて、選手が躍動する機会を、やはり子供たちにも触れてもらい、多くの市民が聾者や聾文化の理解にもつながる機会にもつながり、障害のあるなしにもかかわらず、文化や国籍の違いなど、多様性を認め合う共生社会の実現にも大きくつながるものだというふうに思っております。ぜひ東大和市聴覚障害者協会の皆様ともしっかり強い連携をしていただき、東京デフリンピック開催の持つ価値や魅力を伝えていただけるようお願いいたします。

また、競技会場が東大和になったという際にはまた通告をさせていただきたいというふうに思いますので、手話言語条例の未来につきましてもまたその際は質問させていただきたいと思います。

以上で1番の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

次、歯科保健衛生の推進ということで、少しだけ確認をさせていただきたいと思います。

口腔の健康は全身の健康につながるのと思いと、それから市の医療費抑制の取組にもつながる歯科保健衛生の推進について、過去質問もさせていただきました。特に、歯科口腔内の健康維持を怠ると、日本国民の8割近い、また40代の3人に2人が現在は歯周病であるというふうに言われてる時代において、放っておくと歯周病がますます増えてしまうので、日々の歯磨きの大切さ、また定期的な口腔ケアを見直すことは、全身の健康にもつながっていきます。そこで、幾つか質問だけをさせていただきたいと思います。

東大和市における歯科保健衛生の取組の状況について、各年代の現状、課題、今後の取組についてを、少し詳細を教えていただければというふうに思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） まず、妊婦歯科健診についてであります。母子健康手帳交付時に受診票をお渡しし、市内の指定歯科医療機関で健診を受けていただきます。

次に、乳幼児期においては、乳幼児健診において、保健センターで1歳6か月、3歳、5歳の集団健診のときの歯科健診及び1歳6か月から就学前までの個別歯科健診を実施しております。

次に、成人期の取組についてであります。保健センターにおきまして、30歳から70歳までの10歳節目の方

及び76歳、80歳、85歳の無保険の方を対象といたしまして、成人歯科健診を実施しております。

これらの課題といたしましては、定員に対する受診者が少ない状況にありますことから、定期的に歯科健診を受けることや、日常の口腔ケアが全身の健康の保持増進につながることにについて市民の皆様に御理解いただけるよう、情報提供を行っていくことであると考えております。

以上でございます。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 次に、後期高齢者医療歯科健康診査についてお答えさせていただきます。

後期高齢者医療被保険者のうち76歳、80歳、85歳の方を対象に、平成31年度から、はがきを送付し申込みがあった方に対し、原則無料で歯科健診を実施しております。課題といたしましては、健診の受診率が低い状況にありますことから、今後におきましては歯科健診の重要性を一層周知し、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 次に、学校歯科健診についてであります。学校歯科健診につきましては、毎年学校歯科医による定期健診を全ての児童・生徒を対象として実施しているところであります。課題といたしましては、児童・生徒の歯科健診結果に基づき歯科の受診を勧めているところではございますが、児童・生徒の健康な歯の保持のため、各御家庭におきましても御協力いただけますよう、引き続き情報提供を行う必要があると考えてございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

それでは、先ほども少し歯周病の件に触れましたけれども、年代別の歯周病に関する罹患の状況と課題と今後の取組について教えていただければと思います。

○**健康推進課長（幸村有紀君）** 歯周病に関する罹患状況についてであります。令和4年度の成人歯科健診では、受診者219人に対して、その結果が要指導及び要精密検査となった方は204人でありました。40歳以降は歯周病の進行による歯の喪失やかみ合わせの問題が現れやすく、高齢者では歯周病による歯の喪失に加え、そして機能の低下が起り、さらに深刻な状態へつながりやすいことから、定期的な歯科健診や適切な治療、口腔ケアの重要性について普及啓発を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。受診者219人で、204人が要指導、要精密検査というふうになったということで、大変多いという認識があったというふうに思っております。

それから、口腔ケアをすることは各種感染予防にもつながるとの認識ですが、詳細について教えていただければと思います。

○**健康推進課長（幸村有紀君）** 口腔ケアと感染症の関連についてであります。口の中が不衛生になり細菌が増えることにより、粘膜の防衛機能が破壊され、インフルエンザや肺炎などの感染症にかかりやすくなると言われております。飲み込む機能が弱くなっている高齢の方では、唾液中に混ざった細菌が肺に入り、肺炎を引き起こすことにもつながると言われております。虫歯や歯周病を予防するだけでなく、インフルエンザや肺炎といった全身的な感染症を予防するためにも、口腔ケアは欠かせないものと認識しております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

あと2つ聞いて終わりたいと思います。

今度は幼少の、小学校におけるフッ化物洗口の現状、課題、今後の取組についてを毎回お伺いさせていただきますが、御答弁いただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小学校におけるフッ化洗口についてでございますが、第三小学校におきましては、令和3年度は1年生を対象に、令和4年度は1、2年生を対象に、令和5年度は1から3年生を対象に実施し、拡大を図っているところでございます。また、第六小学校におきましては、子供たちの状況に合わせて今後再開する予定となっております。

課題といたしましては、現在フッ化洗口液につきまして、学校歯科医が推薦する効果が高いものと思われるものを使用しているところでございますが、味が苦手な子供もいると聞いてございますので、他の商品に変更できるかなどを検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。少しずつ進展してるということは御認識をさせていただいておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

小学校から歯磨き習慣教育の重要性を、教育委員会としては、最後、どのように考えているのか。あわせて、毎回の保護者への歯磨き指導、要は、小学校のうち、虫歯等はまだ保護者の責任だと私は思っておりますので、保護者の歯磨き教育の実施について、この2点、最後にお伺いをさせていただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小学校からの歯磨き習慣の重要性についてでございますが、虫歯等の早期発見、早期治療等を徹底することによりまして、歯の寿命を伸ばし、健康の保持増進につながりますことから、小学校の段階から歯磨きなど適切な習慣の定着を図ることが大変重要であると認識してございます。

また、保護者への歯磨き教育の実施につきましては、歯科啓発資料の配布や学校行事等の機会を活用し意識啓発を行い、積極的な治療の勧奨を通して家庭での歯磨き習慣やかかりつけ歯科医の定着を促していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後、お願いをして終わりたいと思いますが、シニア世代の皆さん、健康な歯が残っていることは認知症予防にも当然つながりますし、人生最後のときまで自分の口で食べて飲んでということがどれだけ健康につながるかということは、多分今歯をなくしていらっしゃる方は一番感じてるんじゃないかなというふうに思っています。

今一般の入院をした際も、口腔内を清潔に管理することは肺炎の発生抑制にもつながるので、口腔内の健康を維持することの大切さは医療関係者の間でも見直されてるところでございます。

また、妊婦さんに特化しましても、定期的に口腔内を清潔に保つことは、低体重児・未熟児につながる出産も減らすことができるなど、国も、国民皆歯科健診のお話を過去にさせていただきましたが、次代に向けて動き出していますので、引き続き東大和市としても歯科保健衛生の推進と併せて、先ほど教育委員会にも幾つかお願いをしましたが、幼少期から口腔の健康は全身の健康につながるということをぜひお伝えをしていただいて、例えば口腔の健康を守ることは糖尿病の患者数を減らすことにもつながり、重症化の抑制にもつながります。また、その先はつまり人工透析の患者も減らすことにもつながっていきますので、市にとってはいいことがたくさんあるんじゃないかなというふうに思っています。



幼少の頃からぜひ口腔の健康を維持することが重要であるということの機会を創出をしていただくことを強くお願いをさせていただきます。

以上で私の定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時46分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（東口正美君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和5年第2回定例会での一般質問を行います。

今回は、6点について質問をさせていただきます。

1点目は、公園の整備についてであります。

東大和市は、公園施設長寿命化計画に基づき、令和3年度から遊具等を含めた公園施設の整備を行い、順次遊具等の更新がされていますが、公園の整備に当たっては、地域の実情を踏まえた遊具の更新と利用者に配慮した十分な安全対策が必要です。

ここで、以下伺います。

①利用者が多い都立東大和南公園及び隣接する桜が丘中央公園には遊具がなく、遊具設置の声が多く上がっている。東京都に設置要望をしていくとのことだが、進捗状況について伺う。また、桜が丘中央公園については、設置をする必要があると考えるが市の認識について伺う。

②上仲原公園は、新しく遊具が設置され、利用者が増え、喜ばれているが遊具周辺の動線沿いのブロックに角があり、危険であるとの声を聞いている。さらなる安全対策を講じることはできないか。

③市内の公園における今後の遊具の更新及び補修の計画について伺う。

2点目は、受動喫煙対策についてであります。

望まない受動喫煙をなくすため、健康増進法が改正され、令和2年4月1日から施行され、3年が経過しました。私は、受動喫煙規制の対策について、これまで対策強化と条例制定を求めてまいりました。しかしながら、いまだに進捗が見られない状況であります。受動喫煙に関しては、国立がん研究センターが受動喫煙による日本人の肺がんリスクは約1.3倍とする研究結果を報告し、受動喫煙の肺がんリスク評価は確実であるとの発表を行っております。

また、たばこは目にもいろいろな害があると言われており、たばこを吸うと血管の収縮が起こるため、血液量が減少し酸素不足が発生します。妊婦さんには、胎児の発育に悪影響があり、その場合に炎症が発生しやすくなるとも言われております。子供の発育不良は一つの要因となり、血液量の減少により毛細血管、網膜細胞、神経線維の障害が発生してしまうと、緑内障、白内障、加齢黄斑変性が増加し、眼病のリスクが上がります。

たばこの害は、主流煙よりも副流煙のほうが高いと言われております。非喫煙者と喫煙者が適切に共存し、快適に過ごせる環境づくりをするためにも対策が必要であります。

ここで、以下伺います。

①たばこのポイ捨て対策について、令和4年第4回定例会後の進捗状況について伺う。

②上仲原公園の喫煙所が遊具の近くに移動、設置され、健康被害を懸念する声が高まっている。対策を講じる必要があると考えるが、市の認識について伺う。

③市役所の喫煙所について、市道の歩道側に設置されているため、通行者から改善を求める声を聞いている。対策を講じることはできないか。

④喫煙に関する条例の検討状況について伺う。

3点目は、難聴者支援についてであります。

難聴に関しては、乳児から高齢者まで現象が及んでいます。生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1人から2人は生まれつき難聴を持つと言われております。生まれつきの難聴を早く発見して、支援や治療を行うことが赤ちゃんのコミュニケーションや言葉の発達にとっても大切です。また、若者に多いヘッドホン難聴、イヤホン難聴、ロック難聴も問題となっております。一般的には、40歳代から聴覚の衰えが始まり、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。難聴になると、必要な音が聞こえず、社会生活に支障を来し、認知症のリスクが大きくなります。

また、危険を察知する能力が低下し、家族や友人とのコミュニケーションがうまく取れず、自信がなくなり、社会的に孤立し、鬱状態に陥ることもあります。加齢に伴う難聴は老化現象の一種で、誰にでも起こり得ることです。しかし、進行を遅らせる、加齢以外の原因を避けるという意味での予防は十分に可能であり、早期発見、早期治療のため、定期健診を受ける必要があると考えます。

以下伺います。

①東大和市の現在の聴力に関する検査の取組状況について伺う。

②様々な要因により難聴になる人が増えている。健康なうちに定期健診を受けるよう啓発をする必要があると考える。市の認識について伺う。

③難聴の診断を行う補聴器相談医について、市の認識を伺う。

④市内の補聴器取扱店に認定補聴器技能者がいないと思われる。店舗に配置するよう働きかけはできないか。

⑤補聴器購入費の助成について市の認識を伺う。

⑥近年、注目を集めている軟骨伝導イヤホンについて市の認識を伺う。

4点目は、ごみの不法投棄についてであります。

毎日排出されるごみ。市においては、ごみ排出カレンダーを市内全世帯に配布され、ごみ分別アプリを活用し、市民に分かりやすく案内をされています。しかしながら、マナー違反により身勝手なごみ出しや不法投棄が各所で見受けられます。

平成29年第3回定例会において、ごみ屋敷の対策について取り上げました。その後、状況が変化しましたが、いまだにごみが散乱している状況にあります。ごみが放置してあると、不法投棄が増える傾向があります。特に自然豊かな狭山丘陵の一部において、不法投棄が続いております。市においては、これまで注意喚起や看板の設置など対策を講じられていると思いますが、新たな対策が必要と考えます。

以下伺います。

①蔵敷1丁目のごみ屋敷の対策について伺う。

②多摩湖自転車歩行者道の不法投棄対策について、平和5年第1回定例会後の対策状況を伺う。

5点目は、ごみ収集についてであります。

高齢化や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加し、家庭からの日々のごみ出しが困難な事例が増えています。この現象は、今後数十年は続くと思われまます。その対策として、高齢者のごみ出し支援——ふれあい収集や戸別収集を実施する自治体が増えています。このような実情を踏まえ、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した処理体制をしていく必要があると考えまます。

以下伺いまます。

①ごみ出し困難者支援について。

ア、高齢化や障害により、ごみ出しが困難な方に対し、支援を強化するべきと考えるが、市の認識と対策について伺う。

イ、各地域で戸別収集を希望する方が増えている。市の認識と対応について伺う。

最後に、6、ごみの指定収集袋の負担軽減についてであります。

昨年から続く物価高騰は市民の生活に多大な影響を及ぼしていまます。当市においては、各種対策を講じていまます。市民の生活を支えていくため、さらなる支援が必要と考えまます。指定収集袋が有料化され、市民に負担を求めたことにより、ごみの減量化が進んでいまます。その対価として市民に還元する必要があると考えまます。

以下伺いまます。

①物価高騰対策として、立川市は燃やせるごみ専用袋を市内全世帯に配布していまます。当市としても基準を設け、実施できないか。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。

よろしくお願いまます。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、都立東大和南公園への遊具設置の東京都への要望についてであります。現在遊具については東京都に設置していただけるよう、要望書の提出に向けて事務を進めているところであります。また、桜が丘中央公園への遊具設置につきましては、都立東大和南公園への遊具設置に関する要望書を提出した後、東京都の対応等を踏まえて、改めて検討する必要があるものと認識していまます。

次に、上仲原公園に新たに設置したブロックについてであります。当該ブロックは、園路内にスロープを整備するために設置したもので、市内のほかの公園においても使用されているものであります。このため、園路としての利用上支障がないものと考えていまます。

次に、公園の遊具の更新及び補修の計画についてであります。市が管理する公園につきましては、都市マスタープラン等の都市づくりに関連する計画の改定に併せて、遊具を含め今後の公園整備の方針等について検討していく必要があると考えていまます。

次に、たばこのポイ捨て対策についてであります。市ではこれまで環境美化の観点からマナーアップキャンペーンをはじめとし、市報等による意識啓発に取り組んでまいりました。今年度は、環境市民の集いの中でマナーアップキャンペーンを実施していまます。今後も機会を捉えて行ってまいります。また、迷惑喫煙やたばこのポイ捨て禁止について、市報の掲載や看板設置など、機会を捉え、意識啓発に取り組んでまいります。

次に、上仲原公園喫煙所についてであります。上仲原公園の喫煙所につきましては、空堀川上流雨水幹線工事の実施に伴い移設したところであります。移設場所としましては、公園内の土地の状況や周辺住宅環境を考慮し、現在の場所に移設したものであります。移設後、現在まで設置場所に関する御意見等はありませんが、利用に当たっては非喫煙者の御迷惑にならないようマナーの啓発に努めてまいります。

次に、市役所の喫煙所についてであります。市役所等の利用者の喫煙所として、中央公民館の西側の植樹帯に屋外公衆喫煙所を設けております。この喫煙所の西側には歩道が隣接していることから、改善を求める声があることは認識しております。現在の設置場所につきましては、歩道からは一定の距離を取り、喫煙所の壁に十分な高さを持たせるなど、非喫煙者への配慮を行い、設置したものであります。引き続き、非喫煙者の御迷惑とならない方策については検討してまいります。

次に、喫煙に関する条例についてであります。条例制定は、喫煙による迷惑行為やたばこのポイ捨てなどの防止の観点から有効な対策の一つであると認識しておりますが、条例を制定している他市の状況を見ますと、おおむね半分程度の市が効果があると言える状況まで至っていないと認識しております。また、喫煙を制限するなどの規制につきましては慎重な対応が求められることから、規制の内容や実効性を高めるための方策を引き続き検討してまいります。

次に、聴力に関する検査の取組状況についてであります。新生児に対しましては聴覚検査受診票を交付し、医療機関で検査を受けていただくよう適切に周知を行っております。また、3歳児に対しましては、健康診査において耳の聞こえについてのアンケートを行い、その結果に基づき必要な方の検査を行っております。また、小・中学校におきましては、小学校1、2、3、5年生、中学1、3年生の定期健康診断時に聴力検査を実施しております。

次に、定期的な聴力検査に関する啓発についてであります。難聴の要因につきましては、加齢によるもののほか、騒音やストレス、ほかの疾病によるものなど、様々な要因があると言われており、早期発見、早期治療につなげるためには、定期的な検査が重要であると認識しております。一方で、聴力の検査につきましては、市で実施しております成人の健康診査の検査項目になっておりませんので、定期的な検査に関する市民の皆様への啓発につきましては、他市の先行事例を確認するなどして、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、補聴器相談医に関する市の認識についてであります。補聴器相談医につきましては一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定する専門の医師であり、難聴の方が補聴器を適正に選択して使用できるように診療と補聴器相談の両方を行うことができる医師であると認識しております。なお、市内には1名の補聴器相談医がいることを確認しております。

次に、補聴器取扱店への認定補聴器技能者の配置に関してであります。認定補聴器技能者につきましては、補聴器の販売業務において補聴器を安全かつ効果的に使用するための知識及び技能を習得している技能者であり、公益財団法人テクノエイド協会による認定が必要とされております。市では、認定補聴器技能者に関する業務を所管していないことから、補聴器を取り扱う店舗に対する技能者の配置について市が働きかけを行うことは困難であります。

次に、補聴器購入費の助成についてであります。加齢により誰もが難聴になると言われている中、補聴器を必要とする方は、高齢化の進展に伴い今後も増加し続けると認識しております。補聴器につきましては、購入費用が高額でありますことから、補聴器購入費の助成につきましては将来的に市財政への影響が大きいため、困難であると認識しております。

次に、軟骨伝導イヤホンに関する市の認識についてであります。軟骨伝導イヤホンにつきましては、耳の周辺の軟骨を通して音を伝える新技術となる軟骨伝導の仕組みを活用したイヤホンであり、一部の民間企業等の窓口での利用が始まっていると認識しております。

次に、いわゆるごみ屋敷の対策についてであります。私有地内に置かれているものにつきましては、第三者が放置したものか、私有地の関係者が置いたものなのかは判断がつきにくく、一律に不法投棄であると断定することは難しいと考えております。対策といたしましては、庁内の関係課で連携を図り、対応を検討していくことになるかと認識しております。

次に、多摩湖自転車歩行者道沿いの不法投棄対策についてであります。多摩湖自転車歩行者道は夜間、人通りが少なく、人の目による監視が困難であることから不法投棄が起きると考えられます。市では、対応策として看板による注意喚起や定期的なパトロールを行っております。また、不法投棄ごみについては、武蔵村山市との行政境であります。当市の市道上に影響がある場合には必要に応じて回収しております。今後は、看板による注意喚起や定期的なパトロール、随時回収に加え、手がかりとなる証拠品を基に警察とも連携し、不法投棄の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ出しの困難な方への支援策についてであります。現在ごみ出し困難な方への支援を市内の一部地域で実施しております。ごみ出し困難居住者に代わり、ごみを出す方が時間的制約を受けることなく出せる専用のごみストッカーなどを用意していただき、収集業者が通常の収集業務に合わせて収集しているところであります。今後関係課との調整や他市の事例も参考にし、収集の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ出しが困難な方の戸別収集についてであります。ごみ出しが困難な方に対する資源物等の集積所収集への支援策については、戸別収集化する方法やごみ出しを代わって行う方に集積所まで出してもらう方法等が考えられます。今後関係課とも調整を図り、他市の事例も参考にし、収集方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、家庭廃棄物の指定収集袋の負担軽減の実施についてであります。エネルギー料金をはじめ、食品、生活用品など様々な面で物価の高騰が起きている中、生活必需品の一つである家庭廃棄物指定収集袋の負担軽減は市民生活の支援策になり得ると認識しております。しかしながら、指定収集袋の負担軽減を行うことによりごみ排出量が増え、処理経費の増につながることも懸念されます。また、現在小平・村山・大和衛生組合では、新焼却炉の建設に伴いほかの中間処理施設に広域支援としてごみ処理を委託している状況であり、負担軽減策の実施は、現段階におきまして難しいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○17番(木戸岡秀彦君) 御答弁ありがとうございました。それでは、随時再質問をさせていただきます。

1点目の公園整備についてでありますけれども、この公園整備については、第1回定例会でも取上げをさせていただきました。

ここで、東大和南公園について、この遊具の設置について、東京都に対して遊具の設置要望書を提出を進めているということですが、これいつ要望するのかお伺いいたします。

○都市づくり課長(稲毛秀憲君) 現時点において、要望書提出の時期を明確にお示しすることはできませんが、要望書の提出に向けた事務を適切に進めてまいります。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、東大和南公園に隣接をしております桜が丘中央公園ですけれども、これに関しては以前滑り台が設置をされておりました。現在は撤去されて、今一切何も遊具が置かれておりません。これに関しては滑り台を設置ができないのか、また他の利用者が少ないと思われる公園の遊具を移設することはできないのか、撤去を予定している遊具がまたあるのかお伺いしたいと思います。また、この多くの子供が利用するこちら公園でありますので、優先してぜひ遊具の設置をしていただきたいと思いますけれどもこの点を伺います。

○土木公園課長(廣瀬 裕君) 桜が丘中央公園の遊具の設置についてでございますけれども、市長からも答弁していただいたところでございますが、都立東大和南公園への遊具の設置に関する要望書に対する東京都の対応等を踏まえ、改めて検討する必要があるというふうに認識しているところでございます。また、遊具の移設でございますけれども、各公園ごとに様々な利用状況がございますことから、移設することは困難であるというふうに考えているところでございます。撤去を予定している遊具でございますけれども、老朽化していることや安全性の確保の観点から撤去するものでありますことから、移設することは困難であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 移設することは困難、撤去を予定している、これに関して老朽化のため難しいということですが、先ほどお話をさせていただきましたように桜が丘中央公園については、東京都の対応を含め検討していくということでしたけれども、これに関しては早めに東京都に要望書を提出していただきたいと思います。この公園は、先ほど申したように以前小さな滑り台が1つだけありました。でも、この1つだけでも多くの利用者がおりました。遊具の設置を要望して、楽しみにしている子育て世代の方が多くいらっしゃいます。ぜひ設置に向け検討していただきたいことを強く要望させていただきます。

続きまして、上仲原公園の遊具の設置についてのブロック塀の角についての安全対策についてでありますけれども、この上仲原公園に対する市民からの要望等についてですけれども、これは入っているのかお伺いしたいと思います。

○土木公園課長(廣瀬 裕君) 上仲原公園に対する市民からの要望等についてでございますけれども、園路やブロックについて連絡があったということでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 先ほど、市長答弁でも園路としての利用上支障がないということでしたけれども、やはり要望等が入っているということですが、この公園内の遊具が整備されて以降、利用者から本当に危険であるという声を聞いております。ブロックはほかの公園にも使用されているということですが、上仲原公園と同様な構造の公園はあるのか、また利用者の方が危険性があるため注意喚起を促す、また改善を促すチラシを作成をして、ほかの利用者にも配布をしております。対策としてブロックの角を削るとか、角全体にラバーなどを設置することはできないのか。また、ほかに対策が取れば検討し、実施をしていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○土木公園課長(廣瀬 裕君) 上仲原公園と同様な仕様の公園についてでございますけれども、規模の大小はございますが、周辺の道路などとの高低差を解消するため、ブロックを使用して土留めや園路を形成している公園はございます。ブロックの角への対策ですけれども、ブロックは表面を削るなどの加工に適していない材

料であるというふうに考えてございます。また、ラバーは耐久性を考慮すると恒常的な対策にならないというふうに考えており、対応が難しいものと考えてございます。ブロックの角が危険であるという御意見に対しましては、研究する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） このブロックのラバーについてですけれども、これは数か所、現状でも数か所はついておりますので、実際に、ほとんど一部ですので、これぜひ実施をしていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと難しい、適していないということでしたけれども、この遊具メーカー、また一般社団法人日本公園建設協会によりますと、遊び場は遊具だけではなくその周りの空間の安全性を総合的に考える必要があると言われております。

安全領域についてですけれども、遊具の安全な利用行動に必要とされている空間で、子供が遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定されている範囲であります。この範囲には重大な事故に結びつくような植栽や照明灯、障害物、石やガラスなどの異物、凹凸や硬い接地面があってはいけないとあります。

皆さん御存じのように子供は突然に走り出します、突然に転びます。これはもう、基本的にはもう日常茶飯事、私もよく見ておりますけれども、実際に、これ遊具が新しく設置をされたということで今利用者が増えております。また、利用者が増えていくとやはり危険度が増えていくと私は考えられると思います。ブロックの角の危険性について研究をしていく必要があるということですが、事故を未然に防ぐためにはさらなる安全確保をしていただきたいと思っておりますけれども、実際にこの利用者が多い時間帯にぜひ様子を見て、確認をしていただきたいと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 公園の確認でございますけれども、これまでも私のほうでも見ているところはございますが、再度確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 利用者が多くなれば、やはり当然子供たちが遊び回ったり、危険が増えてくると思いますので、ぜひ研究するということですが、具体的に進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、3番目の市内の公園の遊具の更新と補修についてですが、現在決定している、また予定をしている遊具の更新の公園及び遊具の内容についてお伺いをしたいと思います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 現在更新を予定している公園についてでございますけれども、令和5年度に末広公園の更新を予定してございます。

遊具等でございますけれども、基本的に現在ある遊具と同機能の遊具を設置する予定でございます。ブランコ、鉄棒、及び木製複合遊具など、またパーゴラやベンチを更新することを検討してございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。この工事に関しては、ぜひ安全対策を施した上でお願いをしたいと思います。

これ、最後に要望でありますけれども、この第1回定例会において、公園整備の今後の方針について、人口減少への対応や市の魅力向上など、まちづくりの視点を踏まえながら都市マスタープラン等の都市づくりに関する計画の改定に併せて、遊具を含む今後の公園整備の基本方針及び具体的な整備計画等について検討していくという答弁がありました。今後やはり公園整備をしていく上では、ぜひ地域の実情を踏まえた遊具の更新、ま

た利用者に配慮した十分な安全対策を講じていただくよう要望をしたいと思ひます。よろしくお願ひをしたいと思ひます。

続きまして、2番目の受動喫煙対策について再質問をさせていただきたいと思ひます。

これに関しては、当市においては受動喫煙防止のために市内6か所に屋外喫煙所が設置をされております。しかしながら、喫煙所周辺、また路上や植え込みなどにいまだにたばこの路上喫煙によるポイ捨てが多く見受けられます。また、ボランティアが収集をしておりますけれども、それ以外にも駐輪場整備の方に伺いますと、たばこのポイ捨ては減っていないと。私も様々なところで直接各所確認し、私も収集をしておりますけれども、減っていないと思ひます。

マナーアップキャンペーンについてですけれども、先日行われた環境市民の集いで実施したということですが、やはりこれに関しては今後拡大していく必要があると思ひますけれども、市の考えをお伺ひいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） マナーアップキャンペーンにおきましては、コロナウイルス感染症拡大前と同様に増やしてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 対策を強化するためには、今以前と同様に増やしたいということで、以前と同様ではなくて場所や回数を増やす必要が私はあると思ひます。例えば今まで実施していない駅とか、実施していないスーパーなど検討していただきたいと思ひますけれども、これについてお伺ひをしたいと思ひます。

○環境対策課長（梶川義夫君） これまで年に2回ほど、2つの駅で朝の時間帯マナーアップキャンペーンを行ってまいりました。まずは、そこをまず足がかりにその後、今御提案いただきましたような案件についても、点についても検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひ拡大をしていただきたいと思ひます。

このマナーアップキャンペーンについては、近くの東久留米市でも、コロナ禍にずっと中止をしておりますけれども、今年実施をしました、駅前ですね。これ、市長はじめ、議員に呼びかけ、駅前でキャンペーンを行っていると聞いております。そういったケースで広げているということも聞いておりますので、参考にさせていただきたいと思ひます。

続きまして、市報や看板設置について意識啓発に取り組んでいるということですが、看板の設置についてですけれども、最近桜街道駅周辺の駐輪場に注意喚起の分かりやすい看板が、見やすい看板が数か所設置をされました。これに関しては場内禁煙とかポイ捨て禁止、場内の、これ自転車ですから走行禁止のイラストと文字が分かりやすく示されております。しかしながら、この通路はポイ捨てが現在少なくなっているところでもあります。例えばポイ捨てが多い箇所は、駅周辺は当然、玉川上水駅、上北台駅、東大和市駅周辺とまたレストラン、スーパー、コンビニ付近などが多くなっております。また、駅前の喫煙所やコンビニ喫煙所があっても、実際に周辺にポイ捨てが見受けられる状況であります。ほかにも見受けられますけれども、まずは多いとされている箇所に設置をしていただきたいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 看板設置についてでございますが、場所によると思ひますが、その所管部署とも調整し、検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。



○17番（木戸岡秀彦君） 各部署があると思いますけども、検討して実施をぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、②の上仲原公園の喫煙所についてでありますけれども、この喫煙所に関してですけれども、民間企業によると屋外喫煙所を設置する際の注意点として、周囲に配慮する、建物の近くには設置しない、子供の遊び場付近や多くの人を通る近くに置かないとされております。人通りの少ない場所や建物の距離のある場所に設置したり、煙が非喫煙者の方に流れていないかを確認したりするなど、周囲への配慮が肝心であります。

また、喫煙スペースを造る場合は、公園利用者が立ち寄らない場所を選びましようともあります。設置に関する意見は市にはないということですが、利用者からは対策を取ってほしいという声を多く聞いております。先ほど、壇上でもお話をさせていただきましたけども、たばこの害は主流煙より副流煙、吐き出すほうが高く、目に与える影響もあります、子供、妊婦、先ほどありましたけども、煙を外に出さない対策、また喫煙所を、非喫煙者との共生を進めるための喫煙コンテナを設置している自治体が増えてきております。当市においても検討できないのか、お伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） まず、現在の喫煙所でございますが、東京都の喫煙環境の整備事業補助金、こちらを活用いたしまして、一定の受動喫煙防止対策、こちらを施して設置をしたものでございます。また、厚生労働省の定めます屋外分煙施設の技術的留意事項、こちらを遵守したものとなっているというふうに認識しております。

今回の移設に関しましても、事前に東京都のほうにも相談をして、移設を行っているところでございます。その上でですが、屋内密閉型喫煙所、いわゆる喫煙コンテナでございますが、喫煙者と非喫煙者の共存が可能になるということで、対策としては考えることができると認識してございますが、課題といたしましては、金額が高価になるということ、現在の喫煙所を撤去した上で新たに導入するということになることから、東京都の補助金が期待できるかどうかという点では不明でございます。また、全て市の負担、費用で賄うということになりますと、財源の問題があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。喫煙コンテナについては注目をされていて、23区また多摩地区でも今増えてきておりますけれども、近隣他市の事例についてお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 喫煙コンテナの近隣の状況でございますが、多摩26市の中で8市あるというふうに認識してございます。武蔵野市、国立市、清瀬市、羽村市、三鷹市、立川市、青梅市、国分寺市というふうに把握してございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） かなり増えてきていると思いますけども、各自治体においては、指定喫煙所の設置をして、パーティションで、うちもそうですけども、区切って分煙を図っておりましたけれども、これに関して周辺の歩行者から煙が臭い、臭いが臭い、漏れるという苦情があり、喫煙コンテナに変更してきた事例が今出てきております。また、閉鎖をしているところもございます。

今回、この喫煙コンテナについて、私も確認をさせていただきましたが、今、国立市、清瀬市、中央区に関しては、庁舎内また喫煙コンテナの喫煙所が設置をしております。先日、国立市と国分寺市に設置してある喫煙コンテナを確認をしまいいりました。国立市は、市役所に隣接している公園に設置をしておりますけれども、これコンパクトなつくりになっておりました。また、国分寺市は、昨年12月北口駅前設置をされております。

金額は高価ということですが、メーカーによりかなり幅がありまして、低価格で設置できるものもあります。ぜひ調査をして、検討していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 喫煙コンテナの種類等による金額の関係でございますが、今教えていただきました他市の事例も含めまして、調査、研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この上仲原公園ですけれども、これに関して現在も設置してあります、市内の影響のない場所にこれ移設はできないのか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 移設先といたしましては、利用者や通行人の量が多い場所、また喫煙所を設置できるだけのスペースがある場所といった一定の条件もございます。こうしたことから、現在のところ、他の場所を候補地とするのは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この上仲原公園について、以前はこちらには喫煙所がなかったと思っておりますけれども、これ廃止する考えはないのか伺いをいたします。

○市民環境部長（木村 西君） 上仲原公園には、以前喫煙所がなかったということでございます。当該喫煙所につきましては、東京都の補助金を活用しておりますので、東京都に確認をする必要がございますが、廃止につきましては選択肢の一つであると考えてございます。また、一時的に使用を停止するというのも一つの方法であると認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほどの設置に対する補助金についてでありますけれども、これに関しては再設置、またリニューアルする場合に対象となるのか伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 当該喫煙所の場所に、例えば喫煙コンテナを再設置する場合でございますが、この場合、今の喫煙所が東京都の補助金を活用しているということでございますので、補助金を返還して、新たにまた補助金をお願いするということになります。このあたりにつきましては東京都のほうに確認する必要があるというふうに考えております。

また、現在の喫煙所の煙を外に出さないようにリニューアルするという点についてでございますが、こちらは業者のほうに確認しておりますが、当該喫煙設備につきましては改修を想定していないものでございますので、例えば災害等に対して強度などの問題が生じるため、現在は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。なかなか難しい状況ですけれども、ぜひ調査をして研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、市役所にあります喫煙所についてでありますけれども、これに関して、先ほど私が確認してきました国立市のような喫煙コンテナへの入替えはできないのか、伺いをしたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） 喫煙コンテナのような密閉型喫煙所につきましては、やはり設置費用が非常に高価であるということでございますので、現状では設置は難しいと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 先ほども設置は高価であるということ。再度検討していただきたいんですけど

も、実はたばこの煙を吸う、吸収する植物があると聞いております。これ、一つ観葉植物の中に空気の浄化効果を持つ品種があり、植物が持つ光合成や気孔呼吸の働きによって副流煙に含まれる有害物質や二酸化炭素を吸収し、浄化してくれるということで期待をされております。実際に、2015年に行われた豊橋技術科学大学の実験で空気を清浄する効果があることが証明をされております。特に副流煙に含まれますホルムアルデヒド、アンモニア、ベンゼンの浄化効果が高いと言われる植物もあると聞いております。

かなり複数あるんですけども、ドラセナ、インドゴムの木、アイビーとか、そういうこともあります。でも、実際にこの観葉植物っていうのは結構屋内が中心と聞いておるんですけども、実際に効果が高いランキングが出ておりました。1位がサンスベリア、2位がパキラ、聞いたことあるパキラ、3位がモンステラ、4位がベンジャミン、聞いたことがあります、5位がケンチャヤシ、また6位がポトス、聞いたことあると思いますけども、そういうことが出ております。

これに関しては、屋内屋外、屋内中心のものが結構多いと思いますけども、実際私も専門業者からお話を、煙を吸う植物ってないんでしょうかと話を聞きました。基本的に樹木っていうのは煙を結構吸収すると、基本は。でも、吸収力が高いものも幾つかあると。特に屋外で管理可能なものが2つあると。それが、2つはシマトネリコ、ユッカ、ユッカ聞いたことがあります。シマトネリコとユッカ、これがよく喫煙所のところにも置いてあるというふうに聞いております。これは、また市役所でもやっぱり通行があつて、やっぱり見えている部分、当然隠しますけども、たばこを吸っているところが分かります。そういったものが見えるのと見えないのとは大分違うと思います。そういった意味では目隠しになるとは思いますけども、こういうことを検討できないかお伺いをしたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） いろいろ御提案いただきまして、ぜひ植栽について今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ価格的にはそんなに高価なものではないと思いますので、ぜひちょっと調査を、情報収集をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、④の喫煙に関する条例の検討状況についてですけども、効果が出ていない市が半数程度あるということですけども、当然効果が出ているところもあるわけでありまして。効果が出ている市などを参考に進めるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。また、路上喫煙禁止区域を設定するべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 条例を制定した場合の効果といたしまして、禁止区域の路面への表示、また必要な啓発物の掲出等が可能になりまして、たばこのポイ捨て、また歩きタバコの抑止力が働くというふうに考えられます。一方で、大きく改善が図れるかどうかは不明でありますことから、現時点におきましては、まずはマナーの啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） マナーの啓発に努めていくということですけども、やはり現状見る限り、対策の効果が出ていないと思われまして。先ほど上仲原公園、また市役所の喫煙所もありましたけれども、またちょっと戻ってあれですけど、上仲原公園についてはやはり喫煙の対策ができるまで、やはり使用できないようにすることはできないのか。してほしいと思っておりますけれども、その点について再度お伺いしたいと思います。

○市民環境部長（木村 西君） 先ほどと繰り返しとなりますが、廃止あるいは一時的に使用中止ということは

対策の一つであると考えております。いずれにしましても、どのような方策がいいかということも含めて情報収集しながら対策に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） なかなか難しい状況があると思いますけど、ぜひ対策を強化していただきたいと思います。条例については、実効性を高める方策の検討とマナー向上の取組ということですが、さらなる対策強化を求めたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、3点目の難聴者支援についてであります。

今回、この質問を私がさせていただきましたのは、以前より市民の方から難聴に対して補聴器の補助をしてほしいという声を聞いておりました。聞き取りにくいいため、補聴器を購入する人が増えております。しかしながら、実際適正な検診を受けないで補聴器を購入している方が多くおります。補聴器を取り扱っている方に聞くと、問合せや来店する方がすごく増えていると聞いております。まず、気になったら専門医、検診を受け適正な診断の下で本人に適した方法を選択できるようにすることが必要であると感じたから、今回質問をさせていただきました。

まず、市における難聴者に対する支援と対策の現状についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 難聴による身体障害者手帳の交付を受けている方につきましては、障害者総合支援法に基づき補聴器の給付を受けることができます。また、補聴器の給付の対象とならない中等度の難聴の方のうち18歳未満の児童につきましては、市が補聴器の購入費用の一部を補助しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。現状を伺いまして、分かりました。

次に、3歳児、先ほど答弁いただいた3歳児の耳の聞こえについてのアンケート内容の結果についてお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 3歳児健診におけます耳の聞こえのアンケートの内容についてでございますが、日常生活での聞こえに関する質問やカードを用いたささやき声による聞こえの検査、及び指こすりによる耳の聞こえの検査を事前に御家庭で実施していただいております。令和4年度の結果についてでございますが、先ほど申し上げましたアンケートを基に医師の診察を行い、精密検査が必要と判断された方は529人中6人となっております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 精密検査を必要と判断された方が539人中6名ということですが、この6名の対応はどのようにされているのかお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 精密検査が必要と判断された6名の方についてでございますが、指定の医療機関におきまして、精密検査を受けていただくよう精密健康診査受診票を発行しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひこの6名の方、ぜひ検診を受けていただきたいと思いますが、

続きまして、小・中学校の聴覚検査の状況についてお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校の聴覚検査につきましては、オージオメーターという検査機器を使用して実施しており、令和4年度の結果につきましては、小学校が2,677人中24人、中学校が1,386人中1人が聞き取りにくい音域があるとの結果になってございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 聞き取りにくい音域がある児童・生徒についての対応はどのようにされているのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 聞き取りにくいとの結果となった児童・生徒につきましては、早めに医療機関を受診していただくよう、耳鼻科健康診断結果のお知らせを配付しているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。お知らせを発行しているってことですね。分かりました。

続きまして、2番の様々な要因により難聴になる人が増えておりますけれども、これに対する啓発ということですが、現状啓発は行っていないということで認識しておりますけれども、今後難聴者が増えていくと予想されております。ぜひ市報やホームページ、またSNS等で検診など啓発をしていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 加齢に伴う聴力の低下につきましては、根本的な治療法はないと言われておる一方で、騒音や他の疾病を原因とする難聴につきましては、投薬や手術により治療ができる可能性もあるとのことでございます。聴力の低下に対し定期的な検査を行い、その原因を探ることの重要性につきましては認識しておりますことから、主に成人を対象とします定期的な検査に関する啓発につきましては、他市の先行事例を確認するなどして、その方法について今後研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ啓発をお願いしたいと思います。先ほど、冒頭でお話をしましたけれども、やはり特に治療をしないで直接補聴器を買いに行く方、実際に買いに行くと、実際には分からないまままた買いに行かなければいけない。やっぱり適正な検査っていうのが必要だと思いますので、ぜひ啓発をお願いしたいと思います。

続きまして、難聴の診断を行う補聴器相談医についてでありますけれども、私も補聴器相談医について調べました。補聴器相談医は、多摩地区では25市1町に補聴器相談医がいます。東大和市には1名ということですが、多いところで三鷹市で8名、1名のところは7市ございましたけれども、これ補聴器相談医を私は増やす必要があると考えますが、これについては働きかけというのはできないのでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のホームページによりますと、補聴器相談医の認定を受けるためには、講習の受講や認定、更新に係る費用といった一定程度の負担があるとのことでございます。また、各市の補聴器相談医の配置状況につきましては、複数年配置されている市もあれば、配置されていない市もあるなど、その状況はまちまちでございます。

現在市には1名の補聴器相談医がいらっしゃいますが、人数を増やすための働きかけにつきましてはその予定はございません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 予定はないということですが、やっぱりこれかなり重要だと思いますので、ぜひ、今働きかけがないということですが、今後ぜひ他市の事例も参考にして、ぜひ検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、認定補聴器技能者についてでありますけれども、私が調べたところによると、認定技能者が東大和市においては少ないということを認識しております。令和4年6月1日の時点で掲載を希望した認定補聴器

技能者については、全国で4,310名、東京では604名いると言われております。多摩地区では18市で155名の方が認定補聴器技能者として登録をされております。実際、東大和市についてはゼロということで、今後やはり難聴者が増えていく中で、そういった人が増えていかないとやはり適正な診断が受けられないではないかと思っております。現在この市内で補聴器取扱店、こういうところに配属されているケースですけれども、市内の補聴器の取扱店は幾つあるのかお伺いをしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市の商工会に対し、市内の補聴器取扱店舗数について問合せをしてみました。商工会に加入している店舗では、補聴器を取扱いしている店舗はないとのことでした。現在市内の補聴器取扱店について、市として把握はできてございません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 把握をしていないということですが、これは今後、先ほどもお話しさせていただきましたように、難聴者が増えていくと思います。やはり、市民サービスの向上のために、ぜひ把握を、調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

私も眼鏡をかけていますけれども、定期的に目の検診をしておりますけれども、眼鏡店に行くと当然補聴器が販売してありますが、話を聞いてみると補聴器の相談がすごく多いと。来店する方もすごく多いと。そこには、今補聴器の技能者がいなくても、至急今必要なので依頼をしているという話がありました。そういった意味では、ぜひ研究をしていただきたいと思いますのでよろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、補聴器購入の助成についての市の認識についてでありますけれども、これに関しては近隣他市でも大分増えてきていると思っております。状況についてお伺いをしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 補聴器購入費の助成事業に関する他市の取組状況についてであります。令和4年度から三鷹市が補聴器購入費の助成を実施しております。対象者の年齢要件につきましては、高齢者のみに限定したのではなく、満18歳以上の方を対象としているとのことでございます。また、令和5年度からの実施につきましては、現在数市が準備を進めているとのことでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この補聴器に関しては、かなり相談等も私も多く受けておりますけれども。やはり三鷹市は18歳以上、これは各自治体においても50歳以上とか、60歳以上とか、65歳以上とか様々ございます。先ほどの御答弁では、購入費用が高額であるということで困難だというお話でしたけれども、やはり近隣の自治体もぜひ調査もしていただきたいと思います。

続きまして、近年注目を集めております軟骨伝導イヤホンについてですけれども、この軟骨伝導イヤホンについては、これは安価と聞いております。耳の穴を塞がずにこめかみや耳の軟骨などから振動を与えます。骨伝導はもともと人間の体が持つ仕組みのため、耳に負担がかかりにくく、疲れにくい傾向があります。また、耳の穴に差し込む必要もないため、長時間装着していても耳の穴に圧迫感を感じたり、痛みを感じにくいというメリットがあります。これは、都内の信用金庫に初めて導入をされ、反響が現在広がっております。近隣の狛江市においては、今月中に軟骨伝導イヤホンが市役所窓口にて2台導入をされていると聞いております。1台2万円ほど聞いております。

今後市の窓口でも検討できればと考えますがどうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 窓口で高齢者の方から話をお伺いする際に、聞こえが困難な方への対応時には職員が相手に内容をお伝えするため、大きな声で対応する事例も少なからずございます。耳の周辺の

軟骨を通して音を伝える軟骨伝導の仕組みにつきましては、従来の骨伝導と比較して痛みや音漏れが少ないといった利点があるとのことでありますが、軟骨伝導イヤホンについては新たな技術による商品でありますことから、民間企業等の窓口での利用効果につきまして今後情報収集を図るなど、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この軟骨伝導、狛江市が実施をした状況がありましたけど、先ほどやはり私も今まで接した人がちょっと難聴になって、もしくは聞こえていないんだろうという、大きな声出すとやはり対応が返ってくる。私も市役所の窓口でよく声を大きくしている方を見かけますけども、やはりそれでは個人情報等もありますので、やっぱり個人情報が漏れたりとかそういうケースもありますので、狛江市はそういうことを、様々なことを踏まえて導入したと聞いております。ぜひ検討もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、難聴者については今後も先ほども申したように増えていくと考えられます。これに関して、利用しやすいように補聴器、軟骨伝導イヤホンの助成を検討していただきたいと考えますけれどもいかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 補聴器につきましては、一般的にその購入費用が高額でありますことから、補聴器購入費の助成につきましては将来的に市財政への影響が大きいものであり、財政状況などの観点を踏まえると、助成に関しては困難であると考えます。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、その価格に関しては補聴器ほど高額ではないものと認識しておりますが、民間企業等の窓口利用が始まったばかりということもありますので、利用状況や効果等に関して情報収集を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 情報収集して、助成に関してはぜひ実施をしていただきたいと思っております。そのためにまず予防と早期発見、早期治療のための専門医による定期検診の啓発をまず推進していただきたいと思っておりますので、どうか当市に合った支援ができるようによろしくお願いをしたいと思います。

以上で、この質問は終了させていただきます。

○議長（東口正美君） ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 午前中に引き続きまして再質問をさせていただきます。

続きまして、4番目のごみの不法投棄についてでありますけれども、まず初めにこのごみの不法投棄に対して市民からの問合せがあるのか、また状況についてお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） ごみの不法投棄に対する市民からの問合せ状況でございますが、市内の私有地におきます不法投棄の苦情というのはいただいたことはあります。

その対応についてでございますが、所有者の方が分別をして、市に連絡をいただければ、原則市のほうで回収させていただきます。また、その際には今後の対策といたしまして、警察への相談や看板の設置等についてお話をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。

以前、一般質問で廃棄物減量等推進員を委嘱し、市内の見守り、清掃を行っているとお聞きしましたけれども、現在の人数と活動状況についてお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 廃棄物減量等推進員についてでございますが、現在37名いらっしゃいます。活動内容につきましては、地域清掃などの実施報告を推進員の方からいただいております。また、市のほうでも昨年度は推進員の方向けに研修会を実施させていただいております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 地域清掃は37人ということですが、これに関しては今回の質問をさせていただきます狭山丘陵沿いのところ等についてもそういう清掃活動を行っているのか、お伺いしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 私のほうで把握している限りでは、この地域での清掃活動の報告というのは把握してございません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、①番の蔵敷1丁目のごみ屋敷についてお伺いをさせていただきます。

平成27年第3回定例会において、私は蔵敷1丁目のごみ屋敷の対策について質問をいたしました。その後、ごみがあるままになっております。また、ごみのあるところに不法投棄をされることが考えられ、大雨や強風によりごみが散策道に散在されると思われまます。ごみ屋敷については、内容により行政の対応の仕方が変わっていくとも思われまますけれども、ぜひ対策を取っていただきたいと思ひます。今後当該家屋に対する市の認識をお伺いをいたします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 今後の当該家屋に対する市の認識についてでございますけれども、市職員が当該家屋の関係者等と接触できた場合などの機会を捉え、必要に応じて関係部署と連携しながら改善に向けた取組を促してまいりたいと思ひております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この地域に関しては、今月に入りこの大きな台風の影響により砂利また草などが市道に流されてきております。今回、いち早く道路交通課により砂利や草などの清掃また撤去をしていただきました。これに関して本当ありがとうございました。

しかしながら、狭山丘陵内のごみ屋敷周辺に、狭山緑地東側に最近この3月までにできました木製遊具などが設置され、数多くの方が利用されております。また、令和7年度にはローラースライダーが設置されるようになり、さらににぎわうと思われまます。近隣を散策する人も増えてくると思ひますけれども、不法投棄対策とともにぜひ整備をしていただきたいと思ひますので、この点についてよろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、②の多摩湖自転車歩行者道の不法投棄対策についてでありますけれども、これ平成30年の第1回定例会において撤去作業と市と清掃協同組合との春と秋、年2回清掃活動をしているということでしたけれども、現状はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 当該地域におけます東大和市清掃事業協同組合との清掃活動につきましては、今年5月に実施させていただいております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この5月に清掃活動をされたということですが、これに関しては今後の取組に



ついてですけれども、以前は2回、春と秋ということでした。今回、この5月に行いましたけれども、秋についても行うのか、今後どのようになるのか、お伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 今後につきましては、当該地域の環境美化活動につきまして対応を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 実は、今朝久しぶりに天気がよくなったため、早朝狭山緑地を一周してまいりました。多摩湖自転車歩行者道を通って確認をさせていただきましたけれども、清掃のおかげで不法投棄のごみが撤去されておりました。本当にありがとうございました。

でも、しかしながらまだ当然不法投棄のごみがあります。また、そのまま放置しておくが増える予想がされます。この多摩湖自転車歩行者道については、トトロの森の40号、47号地があります。現在、トトロの森の自転車歩行者道についてフェンスが立てられているような今状況がございます。また、その隣は敷地が、のぼりが立っておりまして、販売もされております。そういった意味では、ここを過ぎますとやはりごみが、不法投棄が多くなっております。現在市の管理となっている武蔵村山市の境からであり、不法投棄が多く見受けられます。これに関してはフェンスやセンサーライト、また防犯カメラ作動中などの看板を設置し、対策を強化する必要があると考えますけれどもいかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 看板の設置あるいは不法投棄の証拠品が出てきた場合などの追跡調査、これにつきまして有効な手段の一つであると認識しております。

また、これ以外にもフェンス、それからセンサーライトの設置につきましては、不法投棄対策といたしまして有効であると考えてございます。ただ、その土地柄やかかる経費なども考慮いたしますと設置は容易ではないと考えておりますが、引き続き様々な角度から検討して、不法投棄対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ、先ほど言いました清掃活動もぜひ定期的にお伺いをしたいと思います。東大和市の財産とも言えます狭山丘陵であります。緑豊かな自然の環境を守るためにも、ぜひお隣の武蔵村山市ともぜひ連携を取っていただきまして、対策を進めていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、5点目のごみの収集についてでありますけれども、まず初めにゴミ出しについての相談などの問合せはあるのかお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 高齢等によりごみを集積所まで持つていくことや排出ルールのお時間どおりにごみを出すことが困難であるといった声はいただいております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 私も今回このごみの収集について質問させていただいておりますけれども、実は最近も、今までゴミ出しができていたけれども、やはり足腰が弱くなってゴミ出しができないけどどうしたらいいんだろうかという御相談も受けております。さらに増えていくと思いますので、これ重要な支援策が大事だと思います。現状のこの対策について、どのように行っているのか、またゴミ出し困難者が増えていくと思われるけれども、今後の対策についてお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 現状の対策でございますが、市内の一部地域でゴミ出し困難者の方への支援を

行っているところでございます。今後の対策といたしましては、関係課と情報共有を行いながら、他市の事例を参考にして、収集の方法等について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） このごみ出し困難者が増え続ける中、先ほど申しました、私どもが申しましたふれあい収集、また戸別収集を行う自治体が増えてきております。本市としても、実施に向け進めていただきたいと考えますけれどもいかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） ふれあい収集、戸別収集につきまして、今後関係課と調整を図って、他市の事例を参考にさせていただいて、その方法等について検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関してかなり、各自治体もかなり増えております。全国の地方公共団体における高齢者のごみ出し支援制度を導入する割合については、2000年以降増え続けております。

ここでごみ出し支援を導入している近隣の自治体をちょっと紹介をさせていただきますと、武蔵野市ではありますけれども、武蔵野市に関してはごみ出し支援制度を導入をしておりますけれども、この導入の経緯というのは、平成15年4月に市民の安全・安心への関心の高まりとごみ収集の立場から推進をするために、ごみ出し困難者に対する支援と安否確認を内容とする制度として、ふれあい訪問収集を開始をしております。当初は問題の見極めが必要だったため、直営方式でしたけれども、市職員また主任と主事がペアとなり、一般トラックで訪問収集を行っていたと聞いております。また、平成16年10月から市内全域で戸別収集を開始しております。また、平成25年4月よりシルバー人材センターに業務を委託をしております。

また、日野市については、平成12年からごみ出し、ごみの有料化を実施をいたしまして、戸別収集を行っております。また、集合住宅についてはステーション収集をしているとのこととあります。排出日指定以外に排出ができるように、戸建て住宅にはハンディキャップボックスというものを貸し出してありまして、集合住宅など集積所がある場合はハンディキャップ・シールを配付をしております。また、排出指定日以外の日、生活支援を行う家族やヘルパー等がごみ出しを行うことを可能にしてありますとあります。また、特にこの日野市は、ありがたいことに企業が社会貢献の一環で自主的に申し出て実施をしているということがございます。

そういった意味では、こういったものをぜひ参考にさせていただきまして、実施をして検討していただきたいと思っておりますけれども、再度御答弁をお願いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） ありがとうございます。ただいま御指摘いただきました市におきます事例というのも、私どものほうで研究させていただきながら、その収集方法等について検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 今後ますますごみ出し困難の方が当然増えてくると思っております。ぜひ実施に向けて進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後、6点目のごみの指定収集袋の負担軽減についてお伺いをさせていただきます。

指定収集袋が有料化をされまして、市民に負担を求めたことによりごみの減量化が当然進んでいると思っております。その対価として、市民に還元する必要があるかと考えます。ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、実際負担軽減をしてごみ出し排出量が増えている自治体はあるのかどうか。また、これ現在広域支援として、他の中間施設に委託をしている状況下の中では難しいということですが、委託が終了すれば検討

していただけるのか、お伺いをしたいと思います。

○市民環境部長（木村 西君） 還元の検討でございますが、指定収集袋の負担軽減を行うことによりましてごみ排出量の増、また処理経費の増が懸念されるところでございます。また、お話ありましたように、現在小平・村山・大和衛生組合では、新焼却炉の建設に伴いまして他市の間処理施設に広域支援としてお願いしているところでございますので、このようなことから難しいというふうには考えております。

有料化以降、市民の皆様の減量への取組によりましてごみの減量化が図られているところでございますが、将来的にさらに減量が進めば、市民への還元について考えるときが来るのではないかと考えておりますが、現状では難しい状況であると認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この指定収集袋の負担軽減につきましては、ごみの排出量の増、処理経費の増についても懸念されるということでした。市民はこの収集袋、当然無駄のないように使用されております。一定量配布したからといってさらに急に増えるとは私は思っておりません。

さらに減量が進めば、市民への還元は考えられるということでありました。私も新たな減量策についても調査・研究をしていきたいと思っておりますけれども、市としても減量に結びつく施策をぜひ調査し、検討していただければと思います。ぜひよろしくお伺いをしたいと思います。

最後に、今回6点について質問もさせていただきました。その上で、最後に市長の御所見をお伺いをいたします。

○市長（和地仁美君） 様々公園のことから、ごみのことや喫煙の問題など質問いただいた中で、課題などもまたあるのかなということを感じさせていただいたところです。特に先ほど受動喫煙の件を様々お伺いいただいて、12年前、私も市議会議員1期目の一般質問のときに、最初のほうで実は同じようなことを取り上げまして、やはり駅の周辺だとか公共施設、あとお子様のいるところでの喫煙がちょっと気になったことを思い出しました。あれから12年がたっているわけですが、条例を制定して禁止区域を定めた場合でも、実際にたばこのポイ捨てや歩きたばこが減少するということは、ちょっと難しいというふうなことも感じているところです。

都内のほかの23区のほうに行くと、歩道に歩きたばこ禁止、ポイ捨て禁止というステッカーなどが貼ってあったりするところを、よくここは条例制定されているのかななんて思っただけで横を見ると吸い殻が落ちていたりということも見受けますので、まだ条例制定というよりも、様々答弁させていただいた中でマナー、マナー向上というところがやっぱり根本的にはあるのかなというふうに感じておりますので、条例制定については検討の余地があるのかなというふうに思っております。

当面の対策としましては、コロナ禍の間少し中止というお休みしていたマナーアップキャンペーンなども今年度から復帰しますので、そのあたりから力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○17番（木戸岡秀彦君） 市長、ありがとうございました。

日頃、市民の皆様と接していく中で、様々御意見、御要望をお伺いをしております。今後も市民からの、今回市民からの要望を踏まえて6点について質問もさせていただきました。どれもが市民サービスの向上につながることであります。即対応できること、また時間を要すること、情報収集、調査研究が必要なことなど、限られた財源の中であると思っておりますけれども、ぜひ前向きに検討していただくよう要望して、今定例会での私の一般質問は終了させていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたします。

---

◇ 関 綾 子 君

○議長（東口正美君） 次に、4番、関 綾子議員を指名いたします。

[4 番 関 綾子君 登壇]

○4番（関 綾子君） 議席番号4番、関 綾子です。通告に従い、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

私は、4月の選挙の際も東大和市に子どもの権利条例をつくりたいと訴えてきました。今の子供たちの生きている環境は必ずしもその権利がしっかりと守られ、自分らしく伸び伸び成長できるというものではありません。

また、3年続いたコロナ禍では多くの我慢を強いられたり、大人優先の社会の中で後回しにされたり、子供の権利が大切にされていないということが多かったと思います。どんな状況でも子供の権利はしっかりと守らなければなりません、コロナの感染法上の位置づけが5類になり、制限なく過ごせるようになったこれからの社会を、子供が自分を存分に発揮できるものにしていかなければなりません。そこで、子どもの学校生活について質問いたします。

①行事や休み時間など、授業外の活動や生活について。

ア、コロナ禍前と同じか、変わるのであればどこか。

イ、教員の働き方改善による影響はあるか。

ウ、学校は学びの場であり育ちの場です。行事での体験や休み時間の子ども同士の活動などが重要であると考えますが、市の認識を伺います。

②子ども一人一人に向き合う教育が求められていますが、そのための専門スタッフの配置はどのようになっているのでしょうか。

③市長が選挙に当たり掲げていた、「地域を活かし、地域で育てる教育。様々な体験機会」とは、具体的にどのような内容を考えているのか。また、学校での取組について考えているのかお聞かせください。

次に、令和5年4月執行の市議会議員・市長選挙についてです。

私は、今の政治への無関心や投票率の低さに大変危機感を持っております。今回47.81%という投票率でしたが、半数以上が投票していないという状況では、結果が市民の総意とは言い難く、選挙で市民の代表を選ぶという制度が成り立っていないのではないかと考えています。今社会の問題は根深く、大変さを抱えて生きている人はたくさんいます。本来であれば、皆が生きやすくなるよう、皆の選択で社会を変えていかれるはずで、一人一人が自分の生活や困難さに照らして社会を変えていこうと思わないことには、今の社会問題は改善していきません。

私は、選挙は誰もが参加できるものにしなければならないと思います。関心のないことを個人の問題にするのではなく、政治になじみがない人にも届く情報、参画できる制度をつくっていくことが必要です。障害があるなど少数派であるために、今の選挙の在り方では参画が困難な人への対策や女性や若い世代でも立候補しやすい仕組みの構築を進めることは急務です。

以上のようなことから、質問いたします。

①47.81%という投票率について。

ア、投票率を上げるための取組について。

イ、明るい選挙推進協議会の取組について。

②誰でも選挙に行かれるようにするための施策について。

ア、移動困難や障害などにより投票がしづらい場合の支援はどのようになっているでしょうか。

イ、有権者一人一人に選挙情報を届ける取組はどのようになっているでしょうか。

③子育て中でも選挙に挑戦しやすい環境づくりについて。

ア、選挙準備期間における保育所や学童保育での子どもの預かりについて。

④ポスター掲示場について。

ア、貼りやすさや掲示場の位置について。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

[4 番 関 綾子君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、学校生活のうち授業外の活動などにおけるコロナ禍前との比較についてであります。新型コロナウイルス感染症の扱いが5類感染症へ移行した後においても、基本的対策を講じることが引き続き重要であることのほか、感染状況が落ち着いている平時においては、コロナ禍前と同じ学校生活に戻りつつあると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、教員の働き方改善による影響についてであります。子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするため、教員の働き方の改善を進めておりますが、様々な教育活動におきまして、その効果が現れてきているものと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、行事での体験や休み時間の子供同士の活動などについてであります。コロナ禍を経た今、集団の中で友達と関わり合いながら取り組む学校行事や休み時間の遊びなどの教育活動は、学校教育の中で重要な活動であると改めて認識しているところです。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、子供一人一人に向き合うための専門スタッフの配置についてであります。東大和市立学校における教員の働き方改善計画に基づき、子供一人一人の教育的ニーズなどに応えるため、専門スタッフの充実を図っているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、地域で育てる教育や様々な体験機会についてであります。具体的な内容としましては、子供たちの生きる力の育成に向けて、食育の充実、自然環境を生かした体験学習、平和のシンボルである戦災建造物による平和教育、親子で参加できる講演会の開催など、様々な体験機会を充実させてまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、投票率を上げるための取組についてであります。選挙管理委員会では、選挙時啓発として、市報やホームページで選挙制度や投票に関する記事を掲載するとともに、投票日当日はSNSで投票の呼びかけを行っているところであります。

次に、明るい選挙推進協議会の取組についてであります。令和5年4月執行の市議会議員選挙及び市長選挙においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、明るい選挙推進協議会による選挙啓発に係る

取組は行われませんでした。新型コロナウイルスの感染が拡大する以前は、選挙管理委員会と連携、協力して街頭啓発を実施し、選挙の周知を図り、投票率向上に向けた取組が行われていたところでありました。

次に、移動が困難な選挙人や障害のある選挙人の投票行為に対する支援についてであります。移動が困難な選挙人に対しては、投票所において車椅子の貸出しを行うほか、事務従事者が必要に応じて支援や介助を行っているところでありました。また、障害のある選挙人に対しては、投票に際し負担を少しでも軽減できるよう、段差解消のためのスロープの設置や点字器のほか、投票用紙への記載を容易にするための筆記用枠を備えるなど、障害の特性に応じ可能な範囲で投票しやすい環境整備に努めているところでありました。

次に、有権者一人一人に選挙情報を届けるための施策についてであります。選挙管理委員会では、候補者の政策等に関する情報が記載された選挙公報を全戸に配布しているところでありました。また、投票所入場整理券に選挙のお知らせを同封し、投票方法などの投票に必要な情報の周知を図っているところでありました。

次に、選挙準備期間における保育園や学童保育所での子供の預かりについてであります。保育園等の利用や学童保育所の入所につきましては、各家庭の状況と施設の利用状況等を勘案し、それぞれの基準に照らして利用の承諾の可否や入所の承認を決定しているところでありました。

次に、ポスターの貼りやすさやポスター掲示場の位置についてであります。ポスター掲示場の仕様などにつきましては、国政選挙、地方選挙を通じて統一した配置、配列とし、立候補者に対しましてはポスター掲示場の位置図を配付するなどして、貼付作業が容易になるよう努めているところでありました。また、ポスター掲示場の位置につきましては、投票区ごとに公職選挙法で定められた設置数となるよう視認性や安全面等に配慮し、決定しているところでありました。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、学校生活のうち、授業外の活動等におけるコロナ禍前との比較について御説明いたします。

家庭との連携による児童・生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが引き続き重要である一方で、授業外の活動や生活を含む全ての教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となりました。学校生活自体はコロナ禍前に戻りつつありますが、行事については単純に元に戻るのではなく、これを機に内容の見直しを図るなどにより効率的、効果的に運営しているところでありました。

次に、教員の働き方改善による影響についてであります。働き方改善を機に、教員に代わって資料作成や授業準備等を行うスタッフ等を配置することで、教員が授業研究や児童・生徒と向き合う時間を増やすことができいております。また、長年続けてきた行事の精選や見直しを図り、年間計画のスリム化を図るなど、学校教育の質の向上が着実に図られてきていると認識しております。

次に、行事での体験や、休み時間の子供同士の活動などについてであります。子供同士の人間関係を豊かにするには、子供相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくるのが大切であります。このようなことから、学校では子供同士はもちろん、様々な人との関わり合いを通して学べる学校行事での体験や休み時間の遊びを通じた体験などが重要であると認識しております。

次に、子供一人一人に向き合うための専門スタッフの配置についてであります。市独自の少人数学習指導員、ティームティーチャー、学校図書館指導員、スクールカウンセラー及び教員を支援するスクール・サポー

ト・スタッフや不登校支援などを行うスクールソーシャルワーカー、さらには教員に代わって引率等ができる部活動指導員等を配置するなど、様々な専門スタッフの配置を推進しているところであります。

次に、地域で育てる教育や様々な体験機会についてであります。今年度から小・中学校の全校がコミュニティ・スクールとなったことから、地域との連携をさらに推進してまいります。また、各学校において、地域の方々とともに子供たちの学びや成長を考え、よりよい教育活動が展開できるよう努めてまいります。また、体験活動においては、地域人材を生かし、学びの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1、子どもの学校生活について、①行事や休み時間など、授業外の活動について、ア、コロナ禍前と同じか、変わるのであればどこかというところですが、感染法上の扱いが5類になり、生活は以前に戻りつつあるが、行事はコロナを機に見直しをしているということだったかと思えます。

現在の子供の学校生活は、授業数も増え、学習以外の時間を確保するのが大変だということは感じております。しかし、コロナ禍を経て見直された今の形が本当に子供にとってよいものなのかというところを心配しています。教育長のおっしゃる効率的、効果的な運営というのは、具体的にどのようなことが整理され、どのように効率的になったのかということをお聞きしたいと思います。

○指導担当課長(菅野恭子君) 効率的、効果的な運営についてであります。この数年コロナ対策を行いながら、多くの小・中学校で運動会や学習発表会などの行事の見直し及び内容の充実を図ってまいりました。整理してきた具体につきましては、活動内容の重複をこういったものを精選したり、児童・生徒が在学中に体験を通して体得できることを前提に毎年行っていたものを隔年に行うという形式にしたりと工夫をしております。このことにより一つ一つの活動内容を、こういったものを充実させるとともに、余裕ができた時間を活用して今まで取り組めなかった学習活動を行うなど、子供たちの実態に応じた効果的な運営をしているところでございます。

以上であります。

○4番(関 綾子君) いろいろ工夫をしてこれまでと違うこともできるように工夫をされているということは分かりました。

では、次にイの教員の働き方改善による影響はあるかというところですが、授業準備のスタッフの配置ですとか年間計画のスリム化で学校教育の質の向上が図られているということだったと思えます。教員の働き方を改善することによりやむを得ず子供の活動を縮小したり、子供に負担がかかるというようなことはありますでしょうか、お聞きします。

○教育部参事(小野隆一君) 教員の働き方改善の目的は、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業力を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことであり、働き方改善によりやむを得ず子供の活動を縮小したり、子供に負担がかかったりすることは本末転倒であり、あってはならないものと認識しております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 働き方改善により子供に負担がかかることはないということでした。

私は、学校の先生方の働き方を改善するというのは、まず第一義的には過重労働を変えていくということではないかと思っています。一人の人間として生きがいとやりがいを持って仕事や生活をしていくということは、

まず守られるべきだと考えています。

アのところで伺いました、子供の授業外活動でも教員の働き方改善を進める中で変わってきているところがあるのではないのでしょうか。私が聞いたところでは、第六小学校では週に2日を休み時間の短い特別時程としておりまして、そこが気になっております。例えば教員の配置を増やすなど、子供の休み時間を削らない生活時程は難しいのでしょうか、お聞きします。

○教育部参事（小野隆一君） 第六小学校の特別時程についてですが、毎週月曜日と水曜日に設定されております。中休み及び昼休みともに10分間、ふだんよりも10分間短縮という形にしまして、月曜日につきましては、6校時には委員会活動ですとか、クラブ活動を設定しております。委員会活動であれば45分間、クラブ活動であれば60分間を確保し、子供たちの主体的な活動の充実を図っているところでございます。なお、休み時間を削らないための職員の配置につきましては、現時点におきましては考えておりません。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 休み時間を削るけれども、その分の時間でより子供のいろいろな活動を豊かにしていこうという取組だということだと思います。これまでも週1回、水曜日が特別時程となっていて、その早まった下校の時間の後の、下校が早くなって放課後長い時間がある部分で教員の方の会議や研修が入っているというように、水曜日はなっているということは聞いていました。それ以外にも都合により、ところどころに特別時程っていうのが入っていたという状況だったかと思えます。

今年度は、六小に関しては週2回が固定で、月曜日、水曜日が特別時程、さらにほかの曜日でもそういったいろいろなほかの都合により特別時程が入ってきているという状況にあります。遊びは子供の活力ですので、休み時間の少ない日が週に3日、4日と入るとするのは、やはり子供にとっては大変負担ではないかと私は思っております。

そんなところで、次のウのところに進んでいきたいと思えます。

行事や休み時間の重要性についてというところですけれども、子供同士の人間関係を豊かにしたりですとか、人との関わりの中で豊かに育つために、行事や休み時間、遊びを通じた体験が重要だということだったかと思えます。これも六小の例ではありますけれども、学芸会がなくなったり、運動会の時間が短くなったりといった形で行事が縮小していつているという印象を受けています。行事は、まさに教科書の中身を学ぶということとは違う、体や感性を使った活動ですし、子供たちにとっては学校生活のメリハリになり、楽しみなものだと思います。私は、こういった機会を確保することはとても重要だと考えています。

また、先ほど触れた休み時間に関しましても、休み時間は子供の自由な活動で、遊び時間でもありますし、また休息という意味もあります。子供がちゃんと休息を取りながら毎日を過ごしているのか。日々が大体決まったリズムで進んでいて、見通しを持って、気持ちの余裕を持って、毎日の生活を送れているのかというところが、週2回特別時程が入る、さらにほかの日にも入ってくるというところでは、生活リズムをつくるというところにも影響が出てしまうのではないかなというふうに感じます。

時程や行事は、各校長の裁量で決まっていくということだと思いますけれども、それぞれの学校が行っていることを、市としてよかった点、問題点などを検証したりですとか、市内のほかの学校と共有しながら効果的なことを市全体で取り組んでいくというような何かそういった場はあるのでしょうか、お聞きします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 各学校の取組の共有等につきましては、各学校は教育委員会の方針を受けて、各地域の実情や特徴を踏まえた取組の工夫をして実施しております。また、各学校の取組計画につきましては、



前年度末に教育課程届として教育委員会に提出され、そして内容について課題や改善点がある場合は、学校が再度見直しをし、改善をした上で提出となります。

さらに、各学校での取組事例の共有につきましては、各学校が発行している学校だよりや研究発表会等を市内全校で情報共有をしたり、教育委員会においては、校長会や副校長会等で取り上げながら、全校に紹介しているところがございます。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 各学校の教育のことについて、チェックを教育委員会としてもしているということで、それが教育委員会と学校という関係の中で行われているというように思いました。あとは、そのほかの学校にもこんな活動しているというようなことは学校だよりなどで知らせているということだと思いますが、学校同士でもっとお互いの学校のことに対しての、検証というところとちょっとそんない悪いって言うことを言っていく場じゃなくてもいいとは思いますが、もうちょっと踏み込んでお互いの学校のことを知っていったりするというような機会があるといいのではないかなと私自身は考えています。

それから、東大和市には子どもの権利条例もないですし、子供の声を代弁するような子どもオンブズマン制度というようなものもない中で、教育委員会のチェックがあるとはいいいましても、それが本当に子供の利益の視点に立ったものなのかというところがやはり気になっております。子供の視点に立って、中身をチェックしていくということについてはどのようにお考えかお聞きしたいです。

○指導担当課長(菅野恭子君) 子供の声でありますけれども、各学校においては学校評価というものをしております。そして、1年間を通してまず前期に前期の評価、そして後期に一度学校評価を行っております。ここでは、実際に教員としては予定していた、計画していた教育内容が効果的に進んでいるかという見直しの視点で行いますけれども、それ以外に保護者宛てにアンケート、また子供を対象にアンケートを行って、今の自分たちの学習についてどうかという声を拾うような機会を設けております。そこで子供たちからの意見が反映されたり、あとは子供たちが振り返りで出てきたことについてまた取り入れながら、後期の学校教育に生かしていくということもしております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) アンケートで子供の声を聞いているということだったかと思っておりますけれども、なかなか本当に子供の利益になるかということを考えてときに、学校で行われる子供のアンケートで十分かというところ、やはりそこからは見えてこないものがあると私は思っております、そのためにオンブズマン制度というような、本当にその子がちょっとぼろっと言ったことからは何が問題なのかとか、そういう思いをしているんだとかいうことを拾うような制度をつくっているところもあるわけで、やはり、アンケートをしているから子供の声を拾えているということではないかと思っております。そういう点で、子どもの権利条例ですとかオンブズマン制度っていうのは必要なことだと私自身は思っております。

まず、ちょっと先に進みます。

次に、学校行事とはちょっと別なんですけど、今のそういった運動会とかいう学校行事とは別なんですけど、文化体験や自然体験なども子供が育つ上で大切なものだと思っております。そういった体験授業に関しては、実際にどのようなものがどのぐらい行われているんでしょうかお聞きします。

○指導担当課長(菅野恭子君) 文化体験や自然体験について学校で取り組んでいる主なものにつきましては、小学校第5学年における連合音楽会ですとか、第6学年における音楽鑑賞教室、そして日光移動教室、そして

プロの劇団による演劇の鑑賞教室、そういったものがございます。中学校においては、修学旅行や合唱コンクールなどが挙げられます。

このほかにも、各学校においてそれぞれの学年の学習内容に応じ、文化体験としては、例えば昔遊びですとか、生け花、茶道など、地域の人材を活用した日本の伝統文化体験などを行っております。自然体験では、郷土博物館フィールドワーク、空堀川的环境保護学習、スキー教室、山登りなど、児童・生徒の実態に応じた体験を行っております。

以上です。

○4番(関 綾子君) 例えば文化庁による文化芸術による子供育成推進事業というものがありまして、これは学校に芸術家を派遣して体験型のワークショップなどを行うというような事業ですけれども、そういった様々な助成事業があるかと思いますが、そういった情報をどのように収集して、どのように各学校に配付しているのでしょうか。

○指導担当課長(菅野恭子君) 国や東京都からの助成事業などの情報につきましては、東京都教育委員会を經由して各地区の教育委員会へ内容が届きます。これらの通知を受けまして、教育委員会から市内全校に周知をし、希望する学校などを募集しております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) いろいろな情報が教育委員会を通じて各学校に配付されているということでした。

先ほど触れた文化庁の芸術家派遣事業というのは、市内の市民団体が間に入って、申込みを請け負って、実施を進めるというような活動をしております。とてもよい取組だということで何度も何度も行う学校がある一方で、あまりその事業について知らないというような学校もあるような状況のようです。そういったことも、先ほどと重複しますが、学校同士でこういったよいことがあるというようなことを、例えば仲のいい先生同士でちょっと話すとかというようなことは現状あるんじゃないかと思うんですけれども、もっと全体としてそういうことを共有して行って、市全体の文化的な、自然活動に関しても、活動の内容をよくしていただきたいなという思いがあります。

ちょっと先に進みまして、②のところですが、子ども一人一人に向き合う教育と教育のためのスタッフの配置についてのところにいきたいと思っております。

市として様々な専門スタッフを配置しているということですが、その中でスクールソーシャルワーカーは不登校支援を行っているということですが、具体的に学校への巡回の頻度ですとか、子供にどのように関わっているのか。また、不登校支援以外ではどのような子供への関わりがあるのでしょうか。

○指導担当課長(菅野恭子君) スクールソーシャルワーカーの学校への巡回頻度につきましては、常時各学校へ週1日3時間は校内で対応できるように体制を組んでおります。また、これ以外にも対応ケースに応じて各学校へ出向いて、対応ができるようになっております。

また、子供との関わり方につきましては、一例ではありますが、登校支援として対象児童・生徒の家に出勤し、対話をしながら登校の促しや学校まで一緒に付き添ったり、校内においてはスクールカウンセラーと連携し、児童・生徒の様子を観察したり、子供との対話を通して子供の置かれている環境を把握したりしております。

不登校以外の対応につきましては、学校生活上で課題を抱える子供や経済的な理由で学校を休みがちな子供への対応、家庭環境の変化による学校不適應の対応、保護者の心のケアが求められる場合の対応、児童虐待が

疑われる場合の対応などがございます。

以上でございます。

- 4番(関 綾子君) スクールソーシャルワーカーということで、学校にいる専門スタッフだということなんですけれども、いろいろな状況の問題といたしますか、いろいろな状況の子供がいて、それぞれ専門の機関になげたりだとかそういうこともあるのではないかと思います。

不登校に関しても、今伺った中では一緒に学校に行ったりというようなことがあるということですが、その子に学校に行くのが適切なのか、学校じゃない場所を探すのかといったような、学校に行くんじゃないという選択肢での何か支援をしているのかどうかというところをお聞きしたいです。

- 指導担当課長(菅野恭子君) スクールソーシャルワーカーと教育指導課、そして子ども家庭支援センター、さわやか教育相談室、サポートルームなど、あとマトカ、そえるもそうですが、本市の教育相談機関と月に1回代表者会をしております。そこで、やはりこういった児童・生徒の状況を共有しております。そして、スクールソーシャルワーカーは、そういった機関等へも連携をしながら、学校の登校以外でも、例えば学校以外のサポートルームで学ぶのが適切なのか、ほかにつなぐところがあってそこにつなげたほうがいいのか、情報共有をしながら実際に動いているという対応をしております。

以上でございます。

- 4番(関 綾子君) ありがとうございます。いろいろな関係の方たちが連携をしている、連携をして子供のことを見ているということだと思います。学校でも担任の先生やいろいろな専門職の方や保護者といった複数の目で、チームとなって1人の子供を見るという仕組みはあるのでしょうか。

- 指導担当課長(菅野恭子君) 1人の子供に対してチームとなって関わるような仕組みについてであります。各学校では、保護者等から相談を受けた場合や日常の学校生活の上で様子等から指導上で気になる児童・生徒につきましては、校内支援委員会や生活指導全体会などで情報を細かく把握した上で、さらにそういったことを共有しております。なお、校内支援委員会では、子供の状況に応じた校内での支援体制を検討したりをしております。その検討内容を受けまして、担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員、保護者などが連携して対応しております。

以上でございます。

- 4番(関 綾子君) 今子供の様子を見ますと、クラスの中でも少し前よりも個別の対応をしなければならぬような子供が多いのかなというように感じます。そういった子供のサポートをするということで、スタッフの配置は増えているということかと思えますけれども、副担任制にするといったような、担任の先生1人がクラスの子供全体を受け持つという形を例えば副担任制などで変えていくということはどうでしょうか。

- 指導担当課長(菅野恭子君) 担任1人でクラス全体を受け持たない学級運営についてでございますけれども、各学校へ配置される教員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律について定められておりまして、各学校へ配置されております。

本市につきましては、個に応じた指導などができるよう、独自に学習支援員や子ども支援員、学習指導員などを配置し、複数指導や少人数指導ができる体制を取っております。また、一例ではありますが、小学校における副担任の一例としまして、例えば図画工作科ですとか、音楽科などの専科教員、こういった教員を低学年、中学年、高学年とそれぞれに副担任として配置をし、給食指導や行事などの準備に向けて、学年で動く際に一緒に指導に当たるといった取組を行っているところもございます。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 完全に副担任とするにはいろいろな基準があるので難しいなというところで、いろいろなスタッフを配置することで一人一人の子供を見ているということが分かりました。

一人一人に向き合うということでは、作業療法士のサポートが、学校の中に作業療法士を入れてそのサポートするというのが有効だというふうに言われておりますけれども、そういったことを取り入れるお考えはありますでしょうか。

○指導担当課長(菅野恭子君) まず、作業療法士でありますけれども、医療従事者の一員であり、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士とともにリハビリテーション職を称されるものの一つであります。本市におきましては、直接的に作業療法士を学校へ配置するのではなくて、東京都の巡回相談心理士や市独自で採用しております巡回相談員、巡回指導員が各学校に定期的に巡回訪問し、各学校における児童・生徒の様子を見て、個別の支援、指導について助言をしております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 作業療法士とは役割の違う専門スタッフの配置があるということかなと思います。日本では、教育現場に作業療法士を配置するということがあまりなじみがないことだと思いますけれども、アメリカの小学校には配置をされていて、特性を持つ子をみんなと同じにできることを目指すというのではなく、その子のできるということにフォーカスをした支援をしていくというようなことが、一般的にそのような形になっているということを聞いています。本当にその子の自分自身というのを、その子自身を発揮できるようにするための支援ですので、日本の学校でも取り入れていくところが、この先取り入れられるといいかなというふうに私は思っています。

では、ちょっとその次にいきたいと思います。

それで、学校の教育というものが、決まったことをみんなで一緒にやるというような感覚がまだまだ根強くあると私は感じていて、できないことが外れているというように捉えられますので、そういう視点でいけば、一緒にできない子は問題な子となってしまう、その対応に手を取られてしまうというような悪循環があるのかなというふうに感じています。それもあって、そういうことから作業療法士のような、その子をその子として認めて、その子をエンパワーメントするというのか、その子自身がよく伸びていくという視点で支援をできるということが一番いいことなんじゃないかなというふうに私は思っています。子供が本来持っている自ら育つ力を信頼する、で、主体的に育っていくという形に日本の学校も変わっていったらいいなというふうに考えております。

最近では、公立学校でも、例えば通知表をやめて評価の形を問い直すといったような学校も、公立学校でもそういった学校があります。子供が主体的に学ぶ形へ変えていくということについては、どのようにお考えでしょうか。

○指導担当課長(菅野恭子君) 学校の在り方につきましては、平成29年に学習指導要領が改訂されまして、各教科等の学習を通して、子供たちに身につけさせたい力、また資質、能力、こういったものを明確にして、子供たちが主体的・対話的な学習を通して、深い学びにつながるような指導方法の改善について全国的に取り組んでいるところであります。

さらに、令和3年度に中央教育審議会から出されました、「令和の日本型学校教育」の構築を目指してという答申にもありますように、一人一人の児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者

を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを重視した学習が進められております。そして、当市におきましても、その考え方にのっとり、現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。令和3年度と申しましたけれども、令和3年でございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 以前に比べて、本当に授業もただ一方通行ではないようなものが増えてきているというふうには感じています。ただ、子供を見たときに、今の子供たちというのを見たときに、本当に主体的に生き生きと過ごしているのかというと、やはりそういうふうにはあまり見えてこないと思っています。管理的だとか競争の環境にあるというようなことに関しては、まだまだ今でもあると思いますし、子供がありのまま、そのままでいいというベースが、あまりそういう視点のベースがないのではないかなというふうに思います。

そういったものが、まずありのままが認められるというところがなければ、主体的に育っていくということにならないので、ぜひともそういうこれまで当たり前だった、みんなその当たり前の教育の中で育ってきた人たちがつくっていくのですからとても難しいことだとは思いますが、本当に当たり前から離れて、子供が自分らしく育てるという、育っていけるって学校の在り方を見直していただきたいと思っています。

では、これでこの2番のところは終わりにします。

次に、③のところでも市長が選挙に当たり掲げていた、「地域を活かし、地域で育てる教育。様々な体験機会」というところです。

地域と連携をして、地域の人たちなども入れて学びを生かし、充実させていくというようなことだったかと思っています。こういった学校の内外問わずいろんな体験ができるような場というのはどんどん広げていただきたいと思っています。地域人材ということでは、市内に住んでいる例えばプロの芸術家の方ですとか、そういったプロの方に登録してもらおうような、そういった講師バンクのような取組があるといいなというふうに思っているんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 生涯学習課では、豊富な経験や知識、技能をお持ちの方を講師として登録いたしまして、市民からの申込みに応じて講師として紹介できる生涯学習人材バンクの制度を設けているところでございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 地域の方が入ってやっていくということはすごく大切なことです。つながりもできるし、それは進めていくといいと思うんですけども、子供にとってはプロに出会うということが本当に意味があることだと私自身は思っています。本当にその道で極めているような人っていうのは、やっぱりその人の持っている力量ですとか、人柄ですとか、そういったものに触れるということが、子供がこの先将来の夢を、憧れたりとか将来の夢につながるようなことだと思いますので、ぜひプロに触れるということが大切なんだという視点を教育の中にぜひ入れていただきたいなというふうに思っています。全体的に子供が育つ権利、余暇や休息の権利、遊ぶ権利、文化活動の権利、そういった、そして育つ権利というのが守られるような学校をつくってほしいと思います。

これで学校のところは終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時42分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（関 綾子君） では、引き続きまして、再質問させていただきます。よろしくお願ひします。

2番の令和5年4月執行の市議会議員・市長選挙についてのほうに移りたいと思います。

①番、47.81%という投票率について。

ア、投票率を上げる取組についてというところです。

投票率は、前回よりさらに下がりました、47.81%となりました。半分以上の有権者が投票に行っていないということになります。何もしなければ、このまま下がり続けていくのではないかととても危惧しています。

市としては、この投票率は上げていく必要があるとお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 選挙における投票につきましては、民主主義の根幹をなすものであり、主権者として政治に参加する貴重な機会であります。そして、民主主義の健全な発展のためには、積極的な投票参加が欠かせないものと考えております。

投票率の向上を図ることは、選挙管理委員会の重要な取組課題であると認識しております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 投票率を上げていこうということに当たりまして、具体的な目標を、例えば何%にするとか、何ポイント上げるといったような、具体的な目標は設定されているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票率の向上に関しまして、啓発の取組ごとに具体的な目標数値等の設定はございませんが、投票率の向上に向けては、選挙に関する啓発、周知等に加え、投票しやすい環境を整備することが必要であると考えているところであります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 投票率を上げる取組については、市報やホームページで、選挙制度や投票に関する記事を掲載したり、投票日にSNSで呼びかけを行っているということでしたが、その取組で具体的にどのくらい上がったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 市報、ホームページ、SNSなどを見て投票行動を取られた方の、具体的な数の把握は困難であります。市長答弁にもございましたとおり、引き続き市報、ホームページ、SNSを通じて、地道に啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 投票率を上げる必要があるというお考えがあり、そのための取組として、市報やホームページやSNSでの発信ということがあるということでしたので、それを行ってどのような効果があるかということ、やはり何らか見える化というか、結果が分からなければ、その先にどういった取組をしたらいいのかということにつながらないのかなというふうにちょっと思います。

投票率を上げるには、これまで投票に行っていなかった人が行くようになるということと、これから選挙権を持つ人が投票に行くようになるということが必要だと思ひます。

現在の市の発信では、これまで投票してなかった人への情報が、十分ではないのではないかなと思ひていま

す。選挙制度や投票の仕方ですとか、政治の仕組みなど、例えば東京都の選挙管理委員会ですとか、総務省のホームページに分かりやすい教材が多く載っていたりするので、こういったものに倣って、市のホームページを分かりやすく関心持てるようなページをつくるだとか、またそういった分かりやすいページ、情報へのリンクを掲載するといったことで、もうちょっと選挙だとか政治に関することに触れやすい環境を、ぜひつくっていただきたいと思います。

投票に行かない人のほうが今多くなっている状況なので、これまで投票に行って当たり前という視点での施策は、もうこの先は難しいということだと思います。わざわざ行くのが面倒だということだとか、ほかのいろいろなことのほうが優先順位が高いというようなことで、投票には行かないということがあるのかなと思います。

明るい選挙推進協会の令和3年の衆議院選挙に関する調査の中では、投票所までの所要時間と投票参加率という調査があります。それによりますと、投票所が遠いほど、投票に行く割合は低くなるという結果です。それから投票所までの所要時間と当日投票、期日前投票をした割合という調査もありまして、それによりますと、投票所が遠いほど、期日前に投票する割合が高まるという結果になっています。自分の行動や生活を変えるのではなく、都合のいいときに投票したいという傾向が、これは現れているものではないかと思います。

以上のことから、最近では商業施設への投票所の設置ですとか、駅に期日前投票所を設けるといった自治体も増えています。わざわざ行くということのハードルを下げるということに、効果的だと思います。特に東大和市では、期日前投票所が市役所の会議棟に1か所しかありません。自分の行動範囲であれば、期日前に投票に行こうという人もいないかもしれませんが、そういう人を取りこぼしてしまっているのではないかなというふうに感じて、これはもったいないことだと思っています。

東大和市でいえば、ヨーカドーやマーケットプレイスといった商業施設に投票所を設置したりですとか、期日前投票所を増やすといったことのお考えについてお聞きします。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 商業施設への投票所の設置につきましては、突発的に執行される衆議院議員選挙や、2つ以上同時選挙にも対応可能な施設を選定する必要がありますことから、現状新たな投票所の確保は難しいものと考えております。

また、期日前投票所を増やすことにつきましては、公職選挙法における当日投票の原則や、現在の期日前投票所の位置、運営状況などを踏まえ、選挙管理委員会では、当面の間現状維持が相当であると見解を示しているところであります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 商業施設の投票所は難しいというような御答弁だったかと思いますが、設置している自治体が増えているところですので、これも可能性を否定せずに検討していただきたいと思います。

また、期日前投票所についても、期日前投票する人の割合がどんどん増えている状況にあります。当日投票の原則を理由にして、投票する人が増えないということでは、本末転倒ではないかと思います。こちらもぜひ検討していただきたいと思います。

ほかにも、投票所までの距離がある方ですとか、高齢や障害、高齢者ですとか、障害があつて投票所まで行くのが大変な方にバスチケットを配付したり、投票バスを走らせる——投票箱が乗ったバスを走らせるってこともありますし、送迎としてバスを走らせて、投票所まで送り迎えをするというようなことをしているところもあります。高齢で、もう投票に行かれないっていう声も実際聞くこともありますけれども、投票所への行

きづらさですとか、もっとこういった投票所にしてほしいといったような要望とかを、実態調査をしたことはあるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票所へのアクセスについての実態調査を実施したことはございませんが、当市は、多摩湖を除く面積が約9平方キロメートルとコンパクトであることに加え、選挙人の利便性を考慮し、市内15か所に投票区を設け、運用を行っているところであります。

また、要望等につきましては、郵便等投票による不在者投票制度の該当にならないかとお問合せをいただくことがございます。障害の程度や要介護状態の区分などについて御説明をさせていただき、対応しているところでございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） コンパクトな市だとはいいましても、やはりいろいろな状況の方がいて、実際に行くのが大変という方はいらっしゃるわけですし、郵便投票の対象外っていうことになってしまうそういった方、すみません、郵便投票の対象を広げて、そういった行きづらい方を郵便投票にしますよということ、まずできないことなので、行きづらい人に、それに代わる形の対応が何か必要なのではないかと思っています。困っている人がいれば、それを解消していかなければ、投票率を上げるということにもちょっとならないのかなというふうにも思います。

また、ほかにも、親が投票に行く家庭の子供は、将来投票に行くようになりやすいという傾向もあることから、子供と一緒に投票に行くことを呼びかけるという取組があります。例えば埼玉県熊谷市では、2019年に4つの選挙が行われて、その4つの選挙でキャンペーンをやったそうなんですけれども、小・中学校で応募券を配って、その投票の当日に親と一緒に子供が投票所に行って、その投票所の箱に応募をする。後日抽選でペンが当たるといったような、そういった取組をしているようです。

親にとっても、子供に投票してる姿を見せようとか、そういった何かきっかけがあれば、行くことのきっかけに本当になるのではないかなというふうに思います。こういった、物が当たるといったようなものではなくても、子供と一緒に選挙に行こうという、総務省が作っているチラシがあります。こういうものをぜひ活用して、子供と一緒に選挙に行くってことを呼びかけていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

また、最近では、投票したらもらえる投票証明書を、もらいたくなるようなデザインにする。格好よかったりかわいかったりするといった、そういったものを作るということですか、練馬区では、高校生がデザインをした、インスタ映えするステッカーというものを作って、投票するともらえるよといったような取組をしていたりします。行きたくないという視点で、何か対策ができないのかなというふうに思っています。行きたくないっていうことが投票に必要なのかという感覚も、いろんな人が持っていると思うんですけども、先ほども言ったように、もう半分以上の人が今投票に行かないわけですから、その今までそうだったとか当たり前というところをぜひ外して、どうしたらもっとみんなが参加できるのかということを考えていかなきゃいけないんじゃないのかなと思います。

では次に、イの明るい選挙推進協議会の取組についてというところです。

コロナ禍前は、街頭啓発活動を行っていたということでした。明るい選挙推進協議会の啓発活動につきましては、令和2年度に実施した仕事の振り返りシートの中で、明るい選挙啓発事務を行っているが、結果として、投票行動に結びついていないというように書かれています。それを踏まえて、今後はどのような取組を行っていくのかお聞きします。



○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 明るい選挙推進協議会から委嘱をされている明るい選挙推進委員会では、市長答弁にもございましたとおり、新型コロナウイルスの感染が拡大する以前は、市内商業施設の協力を得まして、店頭での投票の呼びかけや、厳密には啓発ではございませんが、都立東大和南高校に伺いまして、主権者教育を東京都選挙管理委員会とともに行ってまいりましたが、投票率の上昇に結びつくような、目に見える効果が現れていないのが現状と受け止めているところであります。

投票率の向上につきましては、全国的な課題となっております。今後も、有権者の選挙に対する関心を高め、投票率を向上させるために工夫をしている自治体などを検索しまして、取組を着実に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） これまでとは違うことを、ぜひやっていていただきたいなというふうに思います。

先ほどの振返りシートにも、特に20代、30代の投票率が低く、より一層の投票に関する啓発、周知が求められているというふうにあります。

今、東大和南高校の主権者教育というか、取組についてお話がありましたけれども、それ以外に、若者やこれから選挙権を持つ子供への取組は重要だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 明るい選挙推進委員会では、成人式での啓発活動を行ってまいりました。そのほか、明るい選挙啓発ポスターコンクールや、先ほど申しましたが、都立東大和南高校などにおきまして、主権者教育に関する取組などを行っております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 先ほども触れました、例えば都の選挙管理委員会のとか、総務省のホームページの中に、子供向けの教材などもありますので、こういったものも活用して、子供に対しても、何かそういう将来の有権者を育てるということで、取組をしていていただきたいというふうに思います。

それから、東大和市では、投票立会人は明るい選挙推進委員のメンバーと、そのメンバーから推薦された人が担っているかと思いますが、先ほどの熊谷市ですとか、ほかにも幾つかありますけれども、投票立会人を若年層から公募するということもあります。若者の選挙や政治への関心を高めることにとても有効だと思いますけれども、こういったことは東大和ではできないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票立会人を若年層に公募することについてでございますが、他市でも、18歳から29歳までの選挙人に公募を実施している自治体があることを確認しているところであります。

主権者として自覚を高めるものであり、投票率の向上に一定の効果も見込まれますが、投票事務には、法令に則した正確性、公平性が求められる公務であり、東大和市選挙管理委員会では、投票立会人につきましては、公募制度にはなじまないものと考えてございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） その性質から、公平性などの観点から公募がなじまないというお考えということでした。

でも、若い人にとって、自分たちが関われないということが、なかなか身近に感じられないその原因の一つじゃないかなというふうに思ってます。

明るい選挙推進事業は、市が令和2年度に実施した民間コンサルタント事業者による業務分析で縮小が決定

されて、予算が大幅に減ったというふうに承知しています。

委員の中に、若い人だとか新しい人が入るなどして、幅を広げて委員会として活性化をしていったらいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 明るい選挙推進委員の委員についてでございますが、こちらにつきましては、地域の方の推薦となってございまして、投票区ごとに、自治会やその近所に住んでいる方の推薦をお願いしているところでございます。なので、こちらから、年齢層というよりは、御協力をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 何かしら若い人が入るように、これまでやってきたのとは違うやり方をしなければ、変わっていかないかと思っておりますので、推薦という形で今やっているということですけども、何かそこに若い人が入るようなやり方をやっていていただきたいなというふうに思います。

この明るい選挙推進事業というものは、予算が減ったというふうに先ほど申し上げましたが、それでも予算をつけてやってるものなので、ぜひ効果がある取組を今後やっていただきたいと思っております。

では、先に進みます。

②、誰でも投票に行かれるようにする施策についてというところです。

移動困難や障害により、投票行為がしづらい場合の支援はというところですが、投票所での車椅子の貸出しや、点字器だとか筆記用枠の用意があるということでした。こういったものは実際どのぐらいの方が使っているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 令和5年4月執行の市議会議員・市長選挙におきましては、点字器を使った点字投票がそれぞれ2件、代理投票制度を利用して投票された件数がそれぞれ70件ございました。

なお、車椅子と筆記用枠につきましては、こちら公選法上掲載しているものではないので、システム上カウントしてございませんので、実際の数は把握してございません。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 点字器と代理記載のことは分かったんですけども、それ以外は把握をしてないということですが、その実際の、現状どういう人がどういうことを望んでいるのか、どういうことが困難で、投票に来た人も困難を抱えてきている、また困難だから来ないというような実態が分からないと、ちょっと先の対策につなげられないのではないかなというふうに思います。

選挙のお知らせに、郵便の投票と、郵便による投票の対象者と、点字器、筆記用枠のことは載ってたかと思っております。代理記載のことも載ってたかと思っております。でも、車椅子の貸出しや、支援とか介助をするというようなことについては、記載がなかったかと思っております。あとは点字器などについても、それを必要としている人にちゃんとそういうものがあるという情報が届いているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） まず、点字器のことでございますが、点字器につきましては、使われる方が特別技術が必要なものでございますので、こちらについては皆様、使える方、知ってるかと思われま

す。

車椅子につきましては、公共施設としての扱いで投票所を運営しておりますので、こちらにつきましてはあって当たり前ということで、選挙管理委員会は今のところ掲示をして、車椅子を配置しております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 点字器は専門の技術が要るのであることは、必要な方は分かっているということでしたが、投票所にあるということだとか、車椅子についても、公共施設だからあって当たり前というのは、やはりやってるほうの考えであって、行く人がそれを当たり前と思っているかどうかというのは、またちょっと別のことだと思います。

ホームページですとか、常時見れるようなところに、もうちょっとこういうことができますとか、こういうものがありますっていうのを見えるようにしておかないと、やはり行く人にとっては全く分からないという状況なのじゃないかと思っています。

必要な人にとっては、自分が必要な支援があるのかどうかっていうのが見えているかどうか、わざわざそれをありますかと聞く人ばかりではやはりないと思います。投票しない人が、こういう理由だから投票しないのですということは、言ってこないわけです。だから、そういった投票しない人の声が今届いてない、そういう人にとってどう見えているのかを全く考えずに、いろんなことが進められているというのが、今のちょっと問題なのじゃないかなと思っています。これまで来なかった人が来るためには、今までとは違う、来ない人の目線とか、そういったことがとっても大切だなというふうに思います。

障害者のことであれば、いろいろな本当に状況の方がいます。例えば誰か付添いの人と一緒に来ているとか、補助犬を連れていくとか、自閉症などの原因で、新しい場所に入ること自体がとっても大変だというような方など、本当に言ったら切りがないぐらいいろいろあると思うんですけども、もうちょっといろいろな、こういう場合にはこういう支援がありますとか、こういう手だてがありますというようなことは、きめ細やかに伝えていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思います。ホームページなどをもっと充実させていていただきたいなというふうに私は思っています。

では、その次のイの有権者一人一人に選挙情報を届けるにはのところに移ります。

選挙公報の配布と選挙のお知らせで、投票の仕方や方法など、必要な情報を周知しているということだったかと思っています。

初めて行く人にとっての必要な情報をもっとあるといいのかなって私は思っていて、選挙のお知らせに書いてあるのは、期日前投票のやり方が載ってたかと思うんですけども、普通の投票所での投票の流れややり方ですとか、先ほども出てきたような選挙制度についてといったようなことが、もっと見やすいところに、手軽にアクセスできるところに、そういう情報があるといいように思っています。わざわざその情報を取りに行くということは、やっぱりとてもハードルの高いことなので、身近にもっとそういう情報を触れるようにしてもらえるといいと思います。

投票の仕方など、初めて行く人にとっては、やはりそこがとってもハードルになったりすることもあると思いますので、選挙のお知らせは、場所が限られていて難しいこともあるのかもしれないんですけども、本当にもっと分かりやすいところに、そういう情報を載せていていただきたいと思います。

それから、選挙情報ということに関しては、知的障害の方などで、普通のメディアでの情報だとか、普通の選挙公報の内容では、理解がちょっと難しいというような方がいます。

例えば狛江市では、知的障害の子を持つ親の会などが協力をして、分かりやすい選挙公報というものを作っています。これは漢字に振り仮名を振ったり、難しい言葉を使わない原稿を、初めに立候補者に依頼をして作っていくというようなものなんですけれども、これは正式な広報ではないので、早めに作って、告示日より前に配り終わるというようなやり方でやっているようなんですけれども、情報の格差というものもありますので、こ

ういった取組がとっても有効だなと私は思うんですけども、こういった広報を例えば社会福祉協議会とか、当事者の団体と連携をして作っていくということについてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 選挙管理委員会では、公職選挙法に準じて、条例により選挙公報を発行してございます。掲載順序や配布方法についても規定され、公平公正に作成されるようになっております。公職選挙法が定める範囲を超えて積極的に情報提供することは、公平公正の観点からも難しいものと考えているところであります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 今の仕組みの中で、やはり少数者といいますか、少数、何ていうのかな、マイノリティーの人たちに向けた制度が十分じゃないというのは、選挙のことに限らず、本当に世の中全体がそうだなと思うんですけども、分からないとか、情報が届かない人は、じゃどうしたらいいんだろうかと思うわけです。

いろいろな制約なりがあるということも分かりますけれども、その人にとっては、権利をある意味侵害されているというか、その人は権利を行使できないということになるわけですから、もうちょっと、みんなが投票、一人一人が本当に投票できるという視点で、何か今までやってきたのと違うようなことを、ぜひ考えてやっていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと次に進みます。

③の子育て中でも選挙に挑戦しやすい環境づくりについてというところ です。

アの選挙準備期間における、保育所や学童保育での子どもの預かりについてのところ です。

家庭と施設の状況や基準に照らして、利用の可否などが判断されているというようなことだったかと思います。

選挙に立候補している人が、その準備ですとか選挙活動のために、子供を保育所ですとか学童保育へ預けたい場合、現状としては預けられるのかどうかお聞きします。

○保育課長（石川正憲君） 私のほうからは、保育園のところについて、御答弁させていただきます。

保育園におきましては、選挙活動中については求職活動としてみなし、利用時間、また利用期間について制限はございますが、受入れは可能だと考えております。

また、選挙の準備時における子供の預ける事業といたしましては、子ども家庭支援センター及び保育園が実施している一時預かり事業、また社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業、さわやかサービスなどの事業がございます。

なお、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業などの助成制度も活用できると考えてございます。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 私のほうからは、学童保育所の関係についてお答え申し上げます。

学童保育所におきましては、現在求職という形の要件がないため、学童保育所としての受入れはできませんけれども、児童館で実施しておりますランドセル来館事業におきましては、求職を受入れの要件としてとらえてございます。保護者の方がひとり親であることと、お子さんを預かる期間には制限がございますけれども、受入れが可能であるというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 私自身が、今回市議会議員選挙に立候補することを目指して、前職を昨年12月に退職をしまして、その際に私の子供も学童を退所になりました。求職ということでは、学童は利用できないという

ことだったんですけれども、ランドセル来館は利用でき、要件がちょっとあるようなんですけれども、ということなんです、もし私の場合、私の条件でというのか、この12月で仕事を辞めて、学童、子供が対象になりました。1月以降は、ランドセル来館は利用ができたのでしょうか。

○青少年課長（石川博隆君） ランドセル来館の実施事業につきましては、毎年度要綱を設定した形で事業を実施してるところでございます。

今年度から、そういった求職活動というのを、なるべく入所の要件と認めてあげようという形で、令和5年度から、受入れの要件に新しく追加されたという形になってございまして、昨年度は、令和4年度中は、ちょっとこちらのほうは求職がまだ受入れの要件に入る前という形になってしまいましたので、令和4年度はちょっと受入れができなかったかというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 私の場合は無理だったということは分かりました。

保育所のほうでは、選挙準備期間は求職とはみなせないというようなことかと思うんですけれども、ランドセル来館のほうは、その点はどうなのでしょう。もし選挙活動じゃない、その前の期間で、でも選挙の準備をしていますという期間であった場合に、ランドセル来館を、求職ということで預けられるのかどうかというところをお聞きしたいです。

○青少年課長（石川博隆君） 実施要綱でしますと、求職ということで、求職活動というふうなことで、職を探しているというふうなことで、それがやはりずっと1年間とか求職活動するわけじゃないと。職が決まるまでというふうな形の活動期間というふうな形になりますもんですから、こちらのほうでは一応要綱上は、最長で取りあえず規定で1か月間で、最長で何かあっても2か月間というふうな形の受入れ期間がありまして、年度1回、お受けすることができるというふうな形の要件で認めているという状況でございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 選挙を準備している期間を、求職というふうにみなしてもらえるのかどうかというところはいかがでしょうか。

○青少年課長（石川博隆君） 選挙ですね、準備をしている期間と申しますと、本当こちらは明確な定めというものが、なかなかちょっとこちらのほうでも確認しづらいというふうな形になります。

ですけれども、そういう形で選挙の準備をする、いわゆる求職をするというふうな形で、個別具体的にちょっとお話を聞かせていただく中では、求職期間というふうな形で認めることができるかというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 分かりました。この話は、今年の3月23日に国会の予算委員会の中で、選挙活動、政治活動は求職活動、就労等に該当するというように岸田総理の答弁がありまして、でもこの文脈としては、やっぱり議員に女性が少ない、特に50歳以下の女性が少ないということで、そういった世代の子育てをしているだとか、そういう女性が政治に参加していくために、やはり、子供を預けられるということがなければ、選挙活動ですとか、そういったその準備の活動もできないので、そういうことはどうなんですかという話の中で、先ほどのように、求職活動に認めますよというようなお話がありました。

詳しく聞いていくと、選挙活動というのは、告示日を過ぎて1週間ということになってしまうというようなことだと、現実的には本当に使えない制度ということになってしまうと思います。1週間だけ預けるという

のは現実的にあり得ないので、先ほど保育所とかのほうでしたら、ベビーシッターですとかファミリー・サポートのようなことはあるということなんですけれども、なかなかちょっと毎日一定の時間、日中ずっと預けるというようなことが、そういう形だと難しいのかなというふうにも思います。

現状の制度というものが、現実にはやはり即していない、女性の議員を増やそうとかいうことがある一方で、やっぱり制度が整っていないので進まないということがあると思いますので、その制度を変えていくってことをやっていかないと、変わっていかない部分ですので、そういったところは、何ていうのかな、制度がそうだからという考えじゃなくて、じゃどうやったら望むその先に進んでいけるのか、女性の議員を増やせるのかとか、若い人が参加できるようにするのかという視点で、制度を変えていくってことをやっていっていただきたいなというふうに思います。

このところはこれで終わりにします。

次に、④のポスター掲示場についてというところに移ります。

アの貼りやすさや掲示場の位置について。

国政選挙や地方選挙を通じて、統一した位置で、見やすさとか安全性に考慮した場所になっているということだったかと思います。

投票区域内に、必ずしも均等に配置されていないのではないかなということと、貼るときに、ちょっと高くなっていて、縁石に上らないと届かない、届かなくて貼りづらいとか、ちょっといろんな方が貼っていきこうとすると、ちょっと危ないなっていうような場所もあるかと思うんですけれども、具体的にポスター掲示場の場所はどのように決まっているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） ポスター掲示場の場所の決定方法についてであります。令和5年4月執行の市議会議員選挙は、表示欄及び注意欄を含めて、縦3面、横12面の36区画、市長選挙は、縦2面、横3面の6区画となっており、どちらも設置できるような面積が必要であること、選挙区ごとに偏りを少なく設置すること、投票人が見やすいこと、投票人はもとより、公園等では子供をはじめとした利用者への安全面の配慮できる場所に設置をしております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 安全面ですとか、配慮されているということでした。いろんな場所、数多くありますので、今後なるべく貼るほうの安全ですとか、そういったところにも考慮して、場所を決めていってもらえるといいかなと思います。

また、今回の選挙でも、市議会議員の選挙があつて、市長の選挙があつて、ポスターを貼り間違えてしまうということが何件かあったと思います。

両方、市議会議員の選挙があつて、市長の選挙があつて、両方1番から始まっていて、それが並んであるということで、ちょっと分かりづらかったということがあったと思います。この分かりづらさをちょっと解消するために、市議会議員の選挙と市長選挙のポスター掲示場をちょっと離したりだとか、色を変えろといったような、何か工夫はできないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） ポスター掲示場は、各土地をお借りしまして設置をしております。選挙人があまり動くことなく、市議会議員選挙と市長選挙の2つの掲示板が見れるように、できるだけ近づけて設置をしております。

また、掲示板の色につきましては、市議会議員選挙、市長選挙ともに、印刷部分は青色を使用しております。

すが、同一色とすることで、印刷経費の縮減を図っておりますことから、現時点では掲示場の色を変える予定はございません。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 現状は難しい、場所ですとか色について難しいということかと思えます。

なるべく分かりやすい、間違えないようなということを考慮して、今後も立てていただけたらなと思います。

ここまで、投票率を上げるということについて、いろいろと提案などをしてきました。選挙管理委員会としても、投票率の向上が重要な取組である、投票しやすい環境を整備する必要があるというふうに認識しているということでした。

でも、私からの提案について、ほとんど現状維持というか、なかなか取り組むのが難しいというようなお答えだったかと思えます。こういった提案が難しいということであれば、今後どのような対策をして、投票率を上げていこうとお考えでしょうか。ちょっと最後にお聞きします。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 選挙におけます投票率の向上ですが、投票につきましては、基本的には自主投票という形になっておりまして、投票人が自ら決定をして、行く、行かないを決めてるところでございます。

こちらとしましては、もちろん皆さん来ていただいて、投票していただきたいということで、法の中で、法の範囲で啓発活動をしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 自主投票という言葉がありました。いろいろな全国的にやはり投票率を上げ、何ていうのかな、下がっていく、上げるのがなかなか難しいという状況があるかと思えます。

そんな中で、ちょっとこれまではなかったような取組がされていたりとか、自分では思いつかないようなこともどこかでやっていたりというようなことがあって、なかなかその、何でしょう、初めに言いましたけれども、その制約の中でやっていて、このままどんどん投票率が下がっていきますということになると、何のためにやっているのかっていうところが、みんなの決定でつくっていかうとか、みんなの決定で社会を動かしていかうということが、そもそも成り立っていないわけなんですよ。

そこのところをやっぱり変えていこうと思うには、ちょっと違った視点に立たないともう難しいと思ってまして、ぜひそんなのちょっとおかしいとか、そんなのちょっとないんじゃないのというようなところの眼鏡を外して、新しいといいますか、本当に効果が出るような取組をぜひやっていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、関 綾子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 金 井 康 哲 君

○議長（東口正美君） 次に、20番、金井康哲議員を指名いたします。

〔20番 金井康哲君 登壇〕

○20番（金井康哲君） 議席番号20番、やまとみどりの金井康哲でございます。令和5年第2回定例会に当たり、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

その前に、和地市長、御当選誠におめでとうでございます。

先日行われました市長の所信表明の際には、この議場に多くの市民の皆様が傍聴に訪れました。傍聴席は満席になるほどの盛況でした。開かれた市政、市長への期待の大きさを感じることができました。

市議会も、東口議長の下、二元代表制の両輪として、時には協力し、時には緊張感を持って対峙する、そういうことで東大和市民がより幸せになるよう、誠意、努力してまいります。

私も、このたび市民の皆様のお負託を頂戴いたしまして、この壇上に立っております。その責任の大きさ、今ここでひしひしと感じております。その責務をしっかりと果たそうと思っておりますので、和地市長はじめ、職員の皆様方、先輩議員、同僚議員の皆様、そして何より市民の皆様のお指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしく願います。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、大項目の1番、当市における防災について。

近年では、私たちが想像もしないような甚大な被害をもたらす自然災害が毎年のように発生しています。このような状況下において、消防団の役割は拡大し、地域住民の期待も高まっています。

しかし、消防団を取り巻く社会環境は厳しく、団員数も年々減少傾向にあります。平成25年に制定された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第8条に、「消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と明記されていますように、住民生活を守る重要な役割を果たしていると言えます。このことから、当市における防災について、3点御質問させていただきます。

①としまして、消防団を取り巻く社会環境について、当市の見解と近年における団員数の推移は。

②といたしまして、消防団の加入促進に向けた取組は。

③といたしまして、真火災を想定した実践的な訓練場所は。

次に、大項目の2、自治会の活性化について。

近年、少子高齢化や価値観の多様性などにより、住民同士のつながりが希薄になってきています。地域コミュニティの機能が弱まると、防災や防犯に対する機能の低下、地域文化の衰退、地域で守り育てる子育て機能の低下など、様々な問題が生じます。

地域には様々な団体が存在しますが、自治会は、まちづくりの一翼を担う存在だと言えます。加入率に目を向けましても、年々加入数は減少していることとうかがえます。このことから、自治会の活性化について、3点御質問させていただきます。

①としまして、現在の自治会の加入率について。

②といたしまして、自治会の存在しない地域や、新興住宅地の世帯を対象とした自治会の結成及び加入促進に向けた取組について。

③といたしまして、ICTを活用した自治会運営について市の見解は。

質問は以上でございます。再質問につきましては、市長答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしく願います。

[20番 金井康哲君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長(和地仁美君) 初めに、消防団を取り巻く社会環境と近年における団員数の推移についてであります。消防団を取り巻く社会環境は、少子高齢化が進み、消防団員の高齢化や若年層の入団者の減少が進んでいる状況であります。



このことから、団員数の推移につきましては、近年減少傾向にあり、定員189人に対し、令和3年4月1日は128人、令和5年4月1日時点で103人と大きく減少しております。

次に、消防団の加入促進に向けた取組についてであります。消防団の活動紹介や団員募集の機会として、出初め式や総合防災訓練等の訓練、消防団だより、市報、市の公式ホームページなどを通じて広報活動を行っております。

また、令和4年4月1日付で東大和市消防団条例の一部を改正し、出動1回当たりの手当額を引き上げる等の処遇改善を行ったところであります。

次に、真火災を想定した実践的な訓練場所についてであります。消防団の訓練につきましては、礼式に始まり、装備の点検、警戒活動や実践的な訓練など多岐にわたります。

特に、真火災を想定した実動訓練におきましては、放水を伴いますことから、一定程度以上の広い場所と、放水による水損の心配がないこと、訓練場の付近に消防水利があることなどが条件となります。これらの条件を満たす場所ですが、市役所庁用車駐車場などに限られるため、訓練場所の確保が課題であると考えております。

次に、自治会加入率についてであります。令和4年度末の自治会加入率は29.6%となっております。自治会への加入率は全国的に低下傾向が続いており、本市におきましても同様の傾向であります。

次に、自治会の結成及び加入促進に向けた取組についてであります。市では、自治会の設立支援といたしまして、「自治会の手引き」を作成し、希望者に配付しております。また、加入促進の取組といたしまして、市報及び自治会活動紹介リーフレットの配布等による周知や、市役所市民ロビーにおきまして、加入促進に向けたパネル展の開催などにより支援しております。

次に、ICTを活用した自治会運営についてであります。ICTの活用により、運営の効率化が図られるとともに、幅広い世代への自治会活動の周知や、災害時における情報伝達等に有効であると認識しております。地域の実情に応じて、できることから徐々にICTを活用いただくことで、自治会活動がより活性化されると期待しております。市としましても、ICTの活用に当たり、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○20番(金井康哲君) 和地市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

初めに、1番目の本市における防災についてであります。

①の消防団を取り巻く社会環境について、本市の見解と近年における団員数の推移について再質問させていただきます。

先ほどの市長答弁において、令和3年4月1日は128人、令和5年4月1日時点では103人と、消防団員が25人減少していますが、主な要因についてお聞かせください。

○総務部参事(関田孝志君) 消防団は、3年を1期の任期として定めてございます。令和4年4月は任期替えもあり、入退団者の入れ替わりがあり、入団者を上回る退団者が発生したものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 任期替えの時期というのは、ある程度の団員減少は致し方ない部分もあるかと思いますが、令和3年以前の任期替えの時期は、どのような減少状況にあったのかお聞かせください。

○総務部参事（関田孝志君） 平成31年4月1日の任期替えにおきましては、消防団員数は131人でした。前年の平成30年4月1日時点が151人でしたので、任期替えに伴い、消防団員が20人減少したこととなります。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 6年間で、つまり過去2回の任期替えにより45人の減少というのは、言い方を変えますと、7個分団あるうちの2個分団が消滅しているに等しいと言えます。現役団員の一人一人の負担が増えていくことから、現状を真摯に受け止めることが重要かと思います。

また、消防団の高齢化という答弁がございましたが、具体的にはどのような状況でしょうか、お聞かせください。

○総務部参事（関田孝志君） 消防団におきましては、各分団の状況によって異なりますが、15年ほど前までは4期12年もしくは5期15年の任期を全うしますと、後進に道を譲るため退団をするというのが慣例でございました。

近年では、新たに入団いただける方の減少により、各分団の定員を満たすことが大変困難でありますことから、やむを得ず階級を下げて、退団せず分団に残り、活動いただいている状況にあります。

消防団の平均年齢といたしましては、現在残っているデータでは、今から16年前、平成19年4月1日、団員数170人、平均年齢32.3歳でありました。令和5年4月1日では、団員数103人、平均年齢43.3歳となっております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。令和4年度4月1日からは、定年制度の見直しが行われ、これまでの60歳から65歳に引き上げられたと聞いております。

今は人生100年時代と言われ、健康寿命も延びています。多様化する消防団員の役割の中で、予防活動の推進や災害時のサポート、また社会的な支援活動など、多岐にわたり活躍の場があると思います。少子高齢化や人口減少の進展を防ぐことは難しい状況にあるので、この状況を踏まえ、これからは、いわゆるプラチナ世代と言われる方々の活躍もできるような、柔軟な対応が必要不可欠であると考えます。

続きまして、②の消防団の加入促進に向けた取組について再質問させていただきます。

消防団員の確保について、市では、どのような取組を行っているのでしょうか、お聞かせください。

○総務部参事（関田孝志君） 市では、公式ホームページや市報など、広報媒体を活用した情報発信を引き続き行うとともに、消防団の処遇改善として出動報酬の改正を行い、消防団の確保に努めているところであります。

また、消防団自身も、主に副分団長で構成されます分科会を設け、新入団員獲得に向け努めているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 消防団員確保は、市の防災上、重要な課題だと考えますが、新たな取組などを行う予定等はございますか。

○総務部参事（関田孝志君） 消防団員の確保につきましては急務であり、非常に重要な課題と認識してござい

ます。

市といたしましては、消防団幹部と連絡調整を行い、消防団と共に、消防団員確保に向けて努めてまいりたいと考えてございます。

具体的には、令和5年3月、都立東大和南公園での防災フェスタにおきまして、消防団体験コーナーを設けて、来場者の方に放水活動などの体験をいただきました。また、令和5年4月、市役所新入職員に対するオリエンテーションにおきまして、消防団詰所の見学や、副団長による消防団の概要説明を行いました。

これらの活動により、消防団の認知度や理解が向上し、少しでも消防団に興味を持っていたらと考え、実施したものでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 防災フェスタにおける取組は、これまでにない取組だと思いました。この取組による、入団促進などの効果についてお聞かせください。

○総務部参事（関田孝志君） 会場におきまして、消防団体験に参加されたおよそ80人の方にアンケートを実施いたしました。そのうち38人から回答をいただいたところでございます。

アンケートの結果につきましては、参加してよかった、今後も消防団の活動に参加したいという、好意的な意見ばかりでありました。消防団活動の認知度や好感度の向上につながったものと認識してございます。

しかしながら、直ちに入団につながったという効果には至っていないところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 新入団員の確保とまではいかないものの、有意義な取組だったことがうかがえました。

当日の体験には、学生の方も参加されていたということですので、学生消防団活動認証制度のPRなども必要かと感じましたので、アンケートの結果を踏まえ、引き続き加入促進を図っていただきたく、よろしく願いいたします。

また、広報活動について、何か新しい取組等はございますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） その他新たな取組につきましては、令和4年12月に東大和市消防団公式ユーチューブを開設いたしました。内容は日々の消防団の活動を紹介したものでございます。

今後は、林野火災訓練や放水訓練など、定期的に動画を増やし、消防団のPRを行っていただければと考えてございます。

また、令和5年4月の普通教育訓練を行った際には、市のSNSを通じて訓練の見学を御案内いたしました。当日来場者は少なかったのですが、こういった取組も、今後消防団とともに引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 各種広報媒体を通じて、時代に即したPRにより、幅広い世代の方々の理解促進及び入団のきっかけになればよいと思います。

また、地域の環境変化に対応することができるよう、機能別団員制度の導入も視野に入れ、加入促進を図っていただくよう、よろしく願いいたします。

続きまして、③の真火災を想定した実践的な訓練場所について再質問させていただきます。

芝中多目的広場が、河川改修工事に伴い使用できなくなり、過去を振り返ってみても、この広場のように実

実践的な訓練を行える場所というのは、存在していないかと思えます。

今後30年以内に起こるであろう首都直下型地震における想定死者数の約40%が、火災によるものだと言われています。そういった中で、放水訓練を実施する場所がないということは、危機的な状況とも捉えられます。この状況を踏まえ、現在の訓練はどのような場所で行っているのでしょうか、お伺いします。

○総務部参事（関田孝志君） 芝中多目的広場につきましては、河川改修により、消防団の活動ができる状況ではなくなってしまっております。手狭ではございますが、市役所現業棟駐車場を訓練場所として、活動しているところであります。

また、分団の状況によって異なりますが、詰所の近くに神社がある分団につきましては、神社の協力を得て、訓練を実施してございます。その他の分団については、主に市役所現業棟のほうで訓練を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

今後に向けて訓練場所を確保するために、どのようなお考えがあるのでしょうか、お聞かせください。

○総務部参事（関田孝志君） 消防団からは、放水訓練を実施できる場所がなくて困っているということは承知しているところでございます。

市内各所と調整を行いまして、現在北多摩西部消防署また北多摩西部消防署武蔵村山出張所、また Rond 桜が丘フィールド駐車場、この3か所について調整を行っているところでございます。

これに加え、空堀川河川敷での訓練を実施したいという声がありました。清水大橋付近で訓練が行えるよう、北多摩北部建設事務所と調整を行っているところであります。

今後も消防団と相談、調整を経て、消防団の活動がよりよいものになるよう、努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

消防団は、地域防災の中核を担う重要な存在であります。また、常備消防とともに、地域における共助の一翼を担う存在でもあります。消防団の重要性は、いつの時代も変わることがありません。

しかしながら、少子高齢化や地域コミュニティの変容など、消防団を取り巻く社会環境は変化しており、団員の確保などに取り組む課題も生じております。

こうした課題を克服し、近年頻発している大規模な自然災害や、近い将来発生が危惧されている首都直下型地震に対応すべく、和地市長新体制の下、防災対策事業の推進が図られることを期待して、この項を終わります。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

---

午後 3時54分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（金井康哲君） 続きまして、2番目の自治会活性化について再質問させていただきます。

まず、①の現在の自治会の加入率について再質問させていただきます。

地域のつながりの低下、高齢化による担い手不足、またコロナ禍による生活の変化など、加入率の低下には様々な理由があるかと思います。しかし、地域活動の中心的な担い手であります自治会の存在というのは大きいものがあると言えます。過去には、東大和市自治会活性化検討会を立ち上げ、加入率60%を目標に取り組んだこともあるかと思いますが、今後活性化に向けた取組や加入率の数値目標などはございますでしょうか。お願いします。

○**地域振興課長（池田 剛君）** 自治会加入率におきます数値目標は設けてございませんが、市公式ホームページをはじめ自治会長会議、市役所市民ロビー、イトーヨーカドー東大和店の情報発信コーナーなどにおきまして自治会の活動を紹介するなど、市民の皆様の目に見える形で自治会活性化に向けた取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○**20番（金井康哲君）** 今年は東京都関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成金の交付なども受けられると聞いております。自治会が地域防災を担う共助の主体であるといったことを住民に対し再認識してもらいやすい機会ですので、市のほうからもこういった制度の活用と自治会の在り方を強く促してほしいと思いますが、どのような施策をお考えでしょうか、お伺いします。

○**地域振興課長（池田 剛君）** 東京都の事業であります関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成金の活用につきましては、令和5年5月に開催いたしました自治会長会議において御案内しているところでございます。既に幾つかの自治会から当該助成金の活用について御検討されていると伺っているところでございます。

この助成金は、自治会が地域防災を担う共助の主体であることを住民に周知するとともに、災害に対する備えを再点検することで不足を補う取組を支援するものとなっております。

このことから、地域の防災力向上を図る取組を通しまして、地域コミュニティの活性化が図られるよう引き続き当該助成金の活用について情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（金井康哲君）** 今年2月に向原地区の自治会が行いました東京都つながり創生財団による住民意識調査などは、他の自治会にとっても参考になる内容だと思いました。こういった事業を広く展開していけば、加入促進とまではいかないまでも、減少を抑えるきっかけになるかと思うので、地域の底力再生事業助成やコミュニティ助成など、地域力の向上を図る事業に対して東京都が助成を行っている制度の活用を広く推進していただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、②の自治会の存在しない地域や新興住宅地の世帯を対象とした自治会の結成及び加入促進に向けた取組について、再質問させていただきます。

市外からの転入者につきましては、自治会案内のリーフレットをお渡しするかと思いますが、その際に、この地域にはこの自治会が存在する、また入会のメリットや活動紹介などの説明は行っているのかお伺いします。

○**地域振興課長（池田 剛君）** 転入者にお渡ししておりますリーフレットにつきましては、自治会の区域等を示した内容とはなってございませんが、自治会が行っている活動事例の紹介や自治会への加入方法、メリットなどを記載した内容となっております。

以上でございます。

○**20番（金井康哲君）** 以前ある新聞社が行った自治会に関する意識調査を目にすることがありました。そのアンケート項目に「自治会に加入していない理由は」という質問がありまして、その回答の一番多い理由、約

35%の人が「加入の案内、勧誘を受けていない」という結果でした。当市におきましても、加入促進に注力する必要があるかと思えます。

また設立支援としては、自治会の手引を作成し希望者に配付ということですが、新興住宅の方々は特に敷居が高いように思いますが、設立に向けた伴走支援やアドバイザーの派遣などのお考えをお聞かせください。

○地域振興課長（池田 剛君） 現在市におきましては、市公式ホームページや市民ロビーでのパネル展など様々な機会をつくり、自治会の活動を紹介し、加入促進を図っているところでございます。さらなる加入促進を図るため、転入地域に応じた自治会の紹介が行えるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、新興住宅地への自治会設立についてでございますが、既存の自治会に対する活動支援として、東京都の事業を活用することは可能であります。新規設立において活用できる制度がございませんことから、他の自治体の取組事例など参考となる情報を収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。自治会の必要性は理解しているが、どのように入会したらよいか、またきっかけを待っている方も少なからず存在するかと思えますので、受け身のスタイルではなく直接的な呼びかけを行うなど、住民が参加する意欲を引き出すことが大切だと考えております。

続きまして、③のICTを活用した自治会運営について再質問させていただきます。

当市におきましても、ICT化を検討している自治会も存在すると聞いています。しかし役員も御高齢の方が多く、技術的なハードルがあるかと思えます。ただ、将来を見据え、業務の負担軽減などを考えれば、減少を食い止めるきっかけの一つになるかと思えます。

ICTの活用にあたっては、どのような支援をお考えでしょうか、お伺いします。

○地域振興課長（池田 剛君） 市では、ICTの活用にあたり、苦手意識が少しでも解消されるよう東京都の事業を活用し、高齢者を対象としたスマートフォン体験会を開催しているところでございます。またホームページやLINE公式アカウントを開設し、自治会運営に活用するなど、先進的な取組を行っている自治会もございます。そういった事例を自治会長会議などで紹介し、関心のある自治会との間を取り持つことや、ICTの活用について支援していただける市民団体を紹介するなどといった支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ICTの導入には一定の費用がかかるかと思えます。自治会の予算や資金の調達に限りがありますので、予算的な制約が生じることが懸念されますが、市としては補助金などの支援などはお考えでしょうか、お伺いします。

○地域振興課長（池田 剛君） LINEの公式アカウントの活用に関しましては、無料で運用できるものもございますことから、まずは自治会において負担のかからないような形でICTの導入に取り組んでいただければと考えております。

なお、コミュニティ助成の活用によりICT機器を整備することが可能であります。加えまして、地域の底力発展事業助成金を活用することで、自治会が独自にスマホ教室を開催することも可能となっております。

このことから、市としましては、既存の助成金を活用いただいて、地域の実情に応じたICTの活用が進むよう情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ICT化の定着には、デジタル格差や個人の情報漏えい、セキュリティの懸念など課

題は多くあるかと思えます。これらの問題を解決するには、適切な支援策や教育プログラムの提供、予算配分の見直しなどが必要かと思えます。また導入に際しては、地域住民の意見やニーズを十分に考慮し、誰もが参加できる包括的なアプローチを取ることが重要だと考えます。

最後になりますが、自治会と行政は地域の発展と住民の幸福を追求するために協力し合う関係です。双方の連携と協力により、地域の課題解決や魅力向上に取り組むことが可能となりますので、和地新市長の下、さらなる当市の発展を祈念して、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、金井康哲議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中 野 志 乃 夫 君

○議長（東口正美君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[ 2 2 番 中野志乃夫君 登壇 ]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

前市長の段階から何度か質問をさせていただいておりますけれども、1番として、公民館の使用料の有料化についてをお伺いします。

①として、公民館の役割をどのように認識しているのか、②有料化を進める必要が本当にあるのか、その点について伺います。

2番目に、この間、住民監査請求や市が訴訟対象となっている事例について伺います。

まず①として、令和5年3月以降の住民監査請求について、どのような点が訴えられているのか、②として、裁判になっている内容はどのようなものであるのか、以上について質問させていただきます。よろしく願いいたします。

[ 2 2 番 中野志乃夫君 降壇 ]

[ 市 長 和地仁美君 登壇 ]

○市長（和地仁美君） 初めに、公民館の役割についてであります。公民館は教育基本法及び社会教育法に基づいて設置されました市民の皆様のための教育機関であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、公民館の使用料の見直しの必要性についてであります。学校をはじめ公民館や市民センターなど公共施設の老朽化が進行し、施設の修繕費用さらには将来の更新費用の確保が大きな課題となっております。

こうした中、将来を見据え、持続可能な行財政運営を確立する取組を今から進める必要がありますことから、その一環として、受益者負担の原則に立ち返り、施設の維持管理に必要となります光熱水費や老朽化に伴う修繕料などの費用の一部につきまして、施設利用者に御負担をお願いするものであります。

子供たちによいまちを残すという、このような未来志向の視点での対応につきましては、多くの市民の方に御理解いただけるものと信じております。

使用料の見直しの具体的な改定作業につきましては、新型コロナウイルスの第5類移行後の状況及び市民の皆様への影響を見据え、現時点では着手する予定はありません。

次に、令和5年3月以降の住民監査請求の内容についてであります。市民からの住民監査請求が監査委員において2件受理されております。1件目につきましては、桜が丘中央公園における大型遊具の設置が取りや

めなつた事項に関する措置請求についてであります。

措置請求の概要につきましては、桜が丘中央公園への大型遊具の設置、子育て世帯を含む市民の生活環境の改善及び工事事業者への公金による損害補填の支払いの中止などとなっております。

2件目につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する措置請求についてであります。

措置請求の概要につきましては、広報紙への訂正、謝罪の記事及び主張される記事の掲載、さらには指定された予算の返却などとなっております。

次に、令和5年度における市が対象の裁判についてであります。陳情の議長預かりに係る損害賠償請求事件と中央公民館チラシ配置に係る損害賠償請求事件の2件あります。

1件目につきましては、原告が市議会に提出した陳情を誠実に処理しなかったことにより精神的損害を受けたとして、慰謝料73万円を請求し、謝罪の表明等を求めた事件であります。この件は、現在最高裁判所で係争中であります。

2件目につきましては、原告が中央公民館に配置を申請したチラシについて違法に改変させられたことにより精神的損害を受けたとして、慰謝料10万円を請求した事件であります。ここで高等裁判所の判決が確定しております。

以上でございます。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、公民館の役割について御説明いたします。

公民館は市民の皆様が豊かな社会生活を営めるよう、学習し合い、交流し合い、連携し合うための地域の教育機関であり、市民の学習拠点としての役割を担っております。

昭和46年5月に初めて南街公民館が開館して以降、公民館は市民の皆様の自由な学習の場として広く利用されているとともに、市民の皆様の教養の向上や健康の増進に大きく寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、公民館についてであります。この間私も公民館について多少こだわって言っているのは、基本的には公民館の活動そのものが東大和のまちづくりに大変大きな影響を及ぼしてきたし、これからもその拠点としてまさに活用できる場所であるからこそ、ほかのほうの公共施設の老朽化でいろいろ必要なお金も云々というのも当然理解できるんですけども、とりわけ公民館に関しては、やはりまちづくりの観点からもっと生かす、そのためにも特徴立って使用料に関しては今までどおりの形でお願いしたいということから述べさせていただきます。

そして、まずとりわけちょっとここはぜひ確認してほしいんですけども、今回の和地新市長の所信表明演説の中でも、やはり戦災変電所のことも触れておりました。この間の中で、まちづくりの中で特徴のある東大和市をPRするためのものをいろいろ取り上げた中で、戦災変電所を取り上げていること、大変印象的でしたけれども、この戦災変電所のまさに保存するきっかけをつくったのも公民館なわけですね。

もともと、過去の話ですけども、私が初めて市議会議員になったときには、まだ戦災変電所、あその旧日立航空機変電所の存在さえ私も知りませんでした。まだそのときは市民の大半の人が知らなかった。たまたま公民館の講座で地域の戦争体験を巡る講座があって、そのときに初めてこういう場所があるということが紹介されて、公民館講座の中で見学会が行われた。



その公民館講座を担った職員も立派だと思いますけども、そこで初めてまだそういうものが存在しているということが分かり、さらにその公民館講座を受けてたほとんど他市から転入してきた主婦の人たちのグループが、戦争と郷土史研究会という自主グループを立ち上げました。その自主グループが郷土の東大和の空襲の歴史を一つ一つ丹念に掘り起こしていつているわけですね。その場が公民館活動として使われて、私も何回か関わらせていただきましたけども、そのときのまず丹念にやった調査研究の報告というのが、公民館の例えば公民館祭りでも展示される、大変貴重な資料でした。

また、本当にそのとき、南街の人中心ですけども、一人一人のそういう戦争体験、空襲体験の掘り起こしを起こして、それでまさにそういう記録をまとめていった。その中で空襲を受けた建物が実際存在したし、まだ使われている。これをぜひ残すべきだということで、その戦争と郷土史の皆さんたちが市議会に陳情を出す。そんな経過から公になっていって、多くの市民の人もああ、こういったものがあるんだということが分かった。まさに、そういう公民館活動の一環としてそういう地域の歴史が掘り起こされてきた、そういう歴史もあります。

そういう観点からしても、やはり公民館の存在意義というのは大変東大和の人にとっては高い。今回、「東大和市立公民館50年のあゆみ」という本も出ました。この中でも書かれているように、東大和の公民館活動は本当に活発で、他市からもいろいろ見学に来る。またいろいろ事例発表でもいろいろ高く評価されてきた、そういう経過があります。

ですから、今この時点で確かに、先ほど市長のほうからも、現時点での有料化に着手する考えはないということで、それはそのままぜひ維持してほしいんですけども、改めて東大和での公民館の役割が大変大きいし、だからこそ今後のまちづくりにも大変生かせる。まさに市民の、ちょっと古い言い方ですけど、民主主義の学校といえますか、そういう勉強する拠点として公民館活動は生かされてきたし、そのことから考えれば、もっともっと公民館の活動を活発化させることが様々市を発展させる、私は原動力になると考えています。

ですから、この間いろいろな中で各公民館の講座もいろいろ行革対象になっていますけども、それはどうなのかなど。やはり逆に公民館の活動をもっともっと生かすための施策、努力を進めるべきではないかと思っておりますけども、その点について、教育委員会のほうの見解になりますけども、どう考えているかをまずお聞きしたいと思います。

○中央公民館長（伊藤 智君） 今公民館の活性化というなお話がありました。公民館の歴史をひもときますと、公民館の始まりというところでは昭和30年代、当時の町民9人の方によります大和町公民館設置促進同盟というような形でこの同盟が結成されたということによります。このとき当時の町民人口1割強の1,473名の署名を集めてというところがスタートしているというところが、まさに今議員がおっしゃいました50周年の記念誌の始まりですね、10周年のときの「公民館のあゆみ」というのがあるんですけど、こちらのほうにも記されているというところがございます。

こういうことを公民館としては10年置きにいろいろ記念誌を発行しまして、その時々を歴史を刻んできているというところがございます。今回、この3月に50周年の記念誌を発行したんですが、これも歴史の1ページだと思っております。

これからまたその公民館活動というところはますます活性化するような形で、我々のほうも公民館としては市民活動をサポートしていきたいというような形で考えております。歴史の1点ですので、またこれを後世に引き継いでいきたいというような形で考えております。

以上です。

○**教育部長（小俣 学君）** 私からも答弁させていただきたいと思っておりますけれども、今課長が答弁申し上げましたとおり、公民館ができた頃の当時の人たちの熱い思いというのはとってもあったと思います。

当時、公民館、東大和にできたとき、それ以降、他市をリードするとか、非常にこの地域でも活発に動いてきたということで承知をしております。

御紹介ありました変電所の件でも、当時の団体の方の活動から現在に至り、保存、改修に大きな金額をかせさせていただいて、これからの子供たちにも見せたり伝えていく、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、そういうものを伝えていくということで流れができていくということでは、とても公民館の活動がまちづくりに寄与してきたというふうにも私も思っております。

そういう中では、ただその使用料という点では、やはり市長からもございましたけれども、受益者負担の考え方と、あと持続可能な行財政の運営という面では、やはり利用者の方に御協力いただいて、御負担をいただいきたいと、そのように教育委員会としても考えているところでございます。

以上でございます。

○**2番（中野志乃夫君）** 今の話にあったように、公民館がまちづくり、東大和の今の現在の文化行政においてもいろいろな役割を果たしてきたというのは本当にまさにそのとおりで、一つその戦災変電所のことで付け加えると、公民館のその設置の期成同盟を始めた当時の若者ですね、その方たちもちょっともう私も知っている方亡くなられたりしていますけれども、そのうちの一人が後に東京都の職員になって、局長クラスになって、戦災変電所のときに直接当時の建設局長に働きかけてくれて、ぜひ残すべきだと。その当時の東京都の建設局長が当時の鈴木都知事にかけて、こういうものは残しておいたほうがいいんじゃないかということで、東京都の姿勢を変えさせてくれたきっかけになってくれたのも、当時のその期成同盟の一員の方です。

つまりその当時の若い人たちがすごい頑張って公民館をつくらうっていう運動を行った。やっぱりその人たちは優秀な方が多くて、その後そういう活躍もして、まさに変電所の保存のときも本当に活躍していただいた、そんな歴史もあります。

やはり私は本当に現状でも建物が老朽化してて、確かに使うほうでも大変なことはあります。けれども、この場所として、本当にそこでいろんな講座が行われる、そこで市民が集う、そのことによって様々な文化的な活動が、自治会の活動もそうです、様々な問題がそこでいろいろ市民が集うことによっていろいろ、結局そのことがまちづくりの活性化にもつながるわけですけども、そういう集まれる本当に貴重な場であるわけですね。だからこそ、やはりそれは有料化じゃなくて無料化が原則ではないかと。

実際、政治目的や商業目的では既にお金は取っているわけですよ。あくまでもそういう住民自治や文化の活動や様々な地域活動に貢献する皆さんたちに対しては、そういう無料の判断がされてといいますかね、そういう選別がされている中で今運営されているわけですから、それを一律に有料化するというのは、やはり使っている、利用している市民にとっても、私に言わせれば打撃は大きいといいますか、やはりもっともっとその市民の力を生かそう、本当に市民がまちづくりを担うという点でいえば、やはりまだ公民館はもっともっと生かすべきだと思っています。

また、それと併せてちょっとお聞きしたいのは、公民館もこれは何が何でも行政が担わなくちゃいけないのか。全国各地の公民館見ると、いろんな試みがされていますよね。ある面、民間のそういう事業団体といいますか、文化団体みたいなところが運営するとかですね。あと確かに一部有料化している例もありますけれども、

当然ながらですね、いろいろな試みを行っている。その辺については、いろいろ公民館そのものを今後どういう運営の仕方をしていくとか、またそういう、何ていうんですかね、東大和の市民に合った活動拠点としてどう生かしていくとか、そういう点で論議というのはこの間、されている経過があるでしょうか。

○**教育部長（小俣 学君）** 公民館の運営というところでございますけれども、他市ではいろんな手法で公民館を運営してたり、公民館ではなくて学習館的な施設として運営をしているところもございます。

そういう中ではあります、今のところ、文化団体で運営をしていくとか、そういう今のところ考え方とか、ほかの手法、指定管理とかもありますけれども、今のところそういう考え方というのは確定したものはございません。

以上です。

○**2番（中野志乃夫君）** 具体的に私のほうもすぐこういう形がいいという形ではないですけども、やはり例えば福祉行政においては今NPO法人が活発にいろんな形で福祉行政、実際下支えしているといえますかね、一番現場で頑張っています。市内でも十数か所、作業所などもほとんどがNPO法人、社会福祉法人がやっておりますけれども、同じように文化行政においても、そういうNPO法人が例えば公民館の運営とかいろんなことの運営を担ってもいいといえますかね、そういう時代になってきたと思っています。

この間の一般質問でも私も言っていますけれども、多摩のある地域では図書館の分館の運営をNPO法人がやったりとか、そういう事例もありますので、やはり結局建物を造って云々その管理自身もありますけれども、何やかんやいってもやっぱり人件費が大変多額な費用をどうしても要する問題でもありますから、もっともっと柔軟な発想で運営もできる検討もするべきではないかなとは思っております。

それとあともう1点、ちょっと公民館に関して、受益者負担に関してなんですけれども、これも昔、東大和市政で5館構想、6館構想とか活発に言っているときには、当然ながらそういう、しかも行革のことが言われた初めの頃も、受益者負担という言葉は全然出てこなかった経過があります。ここ最近になって急に受益者負担という言い方がされたんですけど、この辺は国の方針とか何かがあるんですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○**行政改革推進担当課長（岩本尚史君）** 受益者負担という概念、文言ということでございますが、国等の通知で確認できた中では、平成17年3月29日付で総務省のほうから地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というものがございます。その中で、財政の健全化の一つとして受益者負担の適正化等により自主財源の確保に努めるようという記述がございます。

また当市では、平成9年に策定をされました第1次行政改革大綱、こちらの中で同じく健全財政の確立のための歳入の確保、使用料、手数料の適正化という項目がございまして、その中で受益者負担という言葉が使われております。

以上でございます。

○**2番（中野志乃夫君）** それこそ平成になってからといいますか、そういう受益者負担という言葉が使われ始めて、とりわけ最近国が行革の一環といいますか、財政負担に関して国がなかなか金を出すのが大変だから地域で何とかしろという一環でそういうことを言ってきて、それが何でも何かいろんなところで受益者負担ですからという言い方をしていますけれども、先ほども言いましたとおり、本当に公民館の活動そのものが受益者負担と言えるのかどうか。もともと社会教育法といいますか、公民館に関して無料が原則であるという言い方もされている中で、やはりこのことももう一度考えてほしいなと思っています。

基本的に今、和地新市長からもちょっと現時点で有料化に着手する予定はないということでありますので、この質問に関してはこれで終わらせていただきます。

次に、監査請求云々のことでお伺いします。

まず1点目の、ちょっと監査請求の桜が丘中央公園の遊具に関して、ちょっとこれが私実によく正直理解ができない。何で監査請求になったのか、この辺をちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○監査委員事務局長（田口茂夫君） 本住民監査請求でございますけれども、令和5年3月8日に請求者のほうから提出がございまして、地方自治法第242条に定める所定の要件を備えているということで、令和5年3月17日に要件審査の上、監査を実施することを決定してございます。

監査の対象とした内容につきましては大きく2点ございまして、桜が丘中央公園から撤去した滑り台が違法または不当な管理もしくは処分であるか、2点目としまして、桜が丘中央公園に木製遊具を撤去するための工事契約において工事の取りやめに伴い発生する損害賠償金の支払いまたは支払う見込みが、違法または不当な公金の支出であるかということ等を監査の対象としてございます。請求者のほうからは、様々な論点はございますが、この2点を監査の対象としてございます。

地方自治法第242条第7項の規定によりまして、令和5年4月7日に請求人に新たな証拠の提出を、また陳述の機会を設けるとともに監査委員による陳述の聴取を行っているという段階を踏んでございます。

また市長からは弁明書の提出を受けるとともに監査委員からの資料要求に基づく書類の提出、また令和5年4月7日に土木公園課の職員などから監査委員が陳述の聴取を行ってございます。

結果としまして、監査としました結果でございますが、1点目、桜が丘中央公園から撤去した滑り台については、廻田第二公園に新たに設置された市民の利用に供されていることから、違法または不当な管理もしくは処分に当たらないと、2点目につきましては、市が契約した桜が丘中央公園に木製遊具を設置するための工事契約については、工事契約者との変更契約に基づき、東大和市狭山緑地内に設置工事が履行され、検査の後、支払いも完了されている。また、この支払い額につきましては、工事請負契約約款に基づく適正な契約変更後の金額であり、請求者の主張する損害補填と類するものは含まれていないことから理由はないということで、令和5年4月25日に棄却との決定をしたという、こういう内容が監査の結果でございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 監査の結果は、私もそのとおりなのかなと思ってます。ただ何で急にこれで監査が起きたのかがどうしても不可解なのは、どうなのでしょう、その言ってる内容がもともと公園、地域の公園、都立東大和南公園と隣接する桜が丘中央広場において、そういう遊具が必要だということを訴えてたのに、それが撤去されたからということのような感じも受けますけれども、逆に言うと、この間そういう訴えというか設置してくれという要望は、担当課には随分あったのでしょうか。そもそもその辺がちょっとよく分からないんですけども。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 桜が丘中央公園への遊具の設置についてでございますけれども、住民の方から遊具の設置の要望がございましたり、地域の中心位置に桜が丘中央公園がございましてことから、魅力的な遊具のある公園を整備することを考えましたものでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ちょっとそれだけだと私も実はよく分からないんですけども、結局大型遊具をあそこに設置しようとしたときに、まさに隣接する住民の皆さんたちから猛反対が起こってっていうかな、まあ猛

反対というのちょっと勝手なこちらの解釈も入りますけども、ちょっとそれは聞いてないと、何でこうなったんだという話から、結局別の場所に移すという経過があったと思うんですよ。

ですから、その実際の地域の皆さん、そこに住んでいる隣接する皆さんからは、そういったものを要望してないですね、少なくとも大型遊具みたいなものはね。要望してないのに、建設のほうの担当者のほうでそう話がなぜそういったのかもちょっと私もよく分からないんですけども、つまり一方で、その地域の住民じゃない方から前からそういう作れという要望があったんですか。

実は、ちょっと私もすごい疑問に思っているのは、何か議会のほうにはそういう話は私も全然聞いたことがなかったし、あまりそういう話題は出てなかったように思ってます。一方で、前の質問のとき私も聞いたときには、この間の遊具とか何かは、地域の住民ともちゃんと説明して、それで皆さん双方の意見を交えながら作ってますと、高木中央公園ですか、高木のときはそういう形でうまくやっていますという話も伺いました。

けれども、今回のこの件に関しては、何で唐突にああいう大型遊具ができたのかも分からないし、取りあえず地域の住民もいろいろ話し合っただけでやっぱりそこはちょっと聞いてないし、ほかのほうに移せないのかというところで狭山緑地のほうに移したという経過があって、そのところではそういう、何で遊具を取り外すのはおかしいという声は聞こえてなかったようにも私は聞いています。

ですから、どこでそういう意見があって、それが何で説明されていないのか。今回の監査の内容を見ると、そういう意見が当然あったにも、みたいな言い方になっているんですけど、この辺はどうなんですか、もう少しちょっと具体的に教えてください。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 繰り返しになる部分もごさいますが、まず桜が丘中央公園には遊具が滑り台しかなかったということや、隣接する都立の東大和南公園ですね、こちらのほうには遊具がないということなど、子育て世帯の住民の方からということになるとは思いますけれども、遊具の設置の要望があったというようなことで設置のほうをしたいというふう担当課では考えたというところでごさいます。

以上でごさいます。

○2番（中野志乃夫君） 確かにもともと小さな滑り台といえますか、あって、あと実際に本当に、何ていうんですかね、小さな遊具は南公園にも少しありますよね、実際。だから本来だったら都立南公園のほうにそういう要望が行って、私でさえというか、変ですけど、あそこの公園の一面に桜が丘中央広場、中央公園というか市の公園が隣接しているのを知りませんでしたから、全部東京都の都立東大和南公園の敷地だと思ってましたから、なかなか声が、東京都には行ってたけど、こっちには東大和市には来なかったのかと勝手に解釈はしますが、ちょっと今回の監査が最終的にその監査に関しては棄却してということで、その後それに関して何か市に対する要望とか訴えというのはあるんでしょうか。特にはないんでしょうか。

○子ども未来部長（松本幹男君） すみません、先ほどの質問ですね、1つ前になってしまって恐縮なんですけど、そもそも桜が丘中央公園、こちらのほうになぜそもそも大型遊具を置くようになったかというところでの議会のほうへの話という部分なんですけど、当時担当していた部長としましてちょっとお答えのほうをさせていただきたいと思います。

桜が丘中央公園に遊具をとということで、かねてより要望はございました、私がいた当時になりますが。一般質問等でも、周辺にマンションも建ち並ぶということもありまして、親子で過ごすのに今滑り台1台しかないということで一般質問等もいただいて、その一般質問とあとは予算特別委員会ですね、そちらのときに御質問いただきまして、一応財源としましてなかなか市の財政状況も厳しいというのはあったわけですが、当時森林

環境譲与税、こちらのほうを活用して、桜が丘中央公園のほうに大型の木製遊具——大型までとは言っていないかもしれないんですけど、その辺の遊具を設置していくということで実施計画のほうにも上げさせていただいた中で、手続は進めてきているというところでございます。

したがって、一応市のほうの理解としては、桜が丘中央公園に森林環境譲与税を財源として大型遊具を設置するというのは、議会の議決はいただいているというふうな認識でございます。ただ、その後の進め方という中で、設置に至る過程の中で今回のようなことが起きたというところでございます。

以上です。

○監査委員事務局長（田口茂夫君） この監査結果につきましてでございますけれども、監査の結果につきましては異議申立て制度がございません。最終的には住民訴訟という形になるかと思えます。

また請求者の方と、この結果を出した後、少しお電話等でお話はしておりますけれども、そういった御説明等も我々のほうとしても丁寧にさせていただいております。その後、実際の中身につきましてのお話は基本的にはないという状況でございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 了解しました。ちょっとその、すみません、私のほうも認識不足だったか、その桜が丘中央公園にそういう遊具の云々ですね、それがちょっと何となく頭に入ってなかったんで、一応そういう経過があったということは分かりました。

次に裁判のことで、これに関してお聞きしますけれども、まず一つはまだ最高裁で審議中ということなんですかね、で、確定した高裁のほうでのことについて一応裁判の結果が出たということでもありますけれども、これについて市として見解としてはどういうふうな受け止めて、今後どう対応するかというのはどうなんでしょうか。

○総務部長（矢吹勇一君） 今回の判決でございますが、一審で市側が勝訴、その後、二審で市側が一部敗訴となっております。裁判所においてもこのように判断が分かれる事案でございました。この判決につきましては、市として真摯に受け止めて、公民館の適切な運営に一層努めていきたいと存じます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 分かりました。ちょっと細かい経緯云々というのは省きますけれども、やはり先ほど私のほうがこだわっている公民館での一つの事例なものですから、このことだけは言いたいのは、以前、これはほかの市といいますか県での話ですけども、憲法9条ですね、このことを公民館の中での講座なりいろいろ活動の中でそれをうたったことが、強調したことが結構問題視されるという事件もありました。

私からすれば、日本国憲法で現在存在しているものですから、その下の憲法の下で公務員の皆さんもその日本国憲法に従って公務の活動をしている、そういう誓約しているわけですから、そのことが問題になること自体が大変おかしいとは思っています。で、実際、最終的にそういう裁判の結果になったようですけど、おかしいという判断になったようですけども、つまり本来は憲法の9条の問題にしても、もともと本当にそれが政治目的で云々も何も当然のことですから、そのことを問われる筋合いはない。

また、今回の件でも、確かに表現の問題もあったかもしれませんが、裁判ごっこみたいなことからのそういう話になったのかもしれませんが、ちょっとその辺はやはり表現の自由なり、その辺はちゃんと認識していただいて、今後もそういう公民館活動に支障がないような形をぜひお願いしたい、そう思っております。

以上で今回の私の一般質問は終わりにします。ありがとうございます。

○議長（東口正美君） 以上で中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（東口正美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時44分 延会